

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 20 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適切するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告することができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成20年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。

目 次

まえがき——報告及び勧告に当たって	1
-------------------	---

第1章 職員の給与等に関する報告	3
1 職員給与等の状況について	3
2 民間給与等の状況について	6
3 物価及び生計費について	8
4 都道府県職員の給与について	8
5 職員給与と民間給与との比較	9
6 人事院勧告の概要	10
7 むすび	16

第2章 職員の給与に関する勧告	27
-----------------	----

(給与等に関する参考資料)

1 職員給与実態調査の概要	参考-1
2 民間給与実態調査の概要	参考-26
3 生計費及び労働経済関係	参考-39
4 人事管理関係	参考-42
5 勧告による改定の概要	参考-45
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子	参考-46

まえがき－報告及び勧告に当たって

人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しており、労使交渉によって給与を決定できない職員が、県行政を公正かつ効率的に進めるという使命感を持ち、安心して職務に取り組むための基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解を得る上で重要な役割を担っている。

また、地方公務員の給与については、地方公務員法で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」という均衡の原則に基づいて決定することとされている。

従来は、この均衡の原則については、国家公務員の給与に準ずることで実現されると解されてきたが、昨今は、地域の民間企業従業員の給与をより重視することが求められている。

本委員会では、こうした要請に応えるため、民間企業従業員の給与をより広く把握することとし、一昨年からの勧告から、県職員と県内民間企業従業員の給与の比較において比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上に拡大するなどの見直しを行ったところであり、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から一定の給与水準を確保しつつ、地域の民間給与の実態をより適正に反映していく必要があると考える。

現在、本県においては、危機的な財政状況の下、定員削減をはじめとする行政の効率化・スリム化、事務事業の見直しなど更なる行財政改革への取り組みが進められている。

このような状況において、本県職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、今後一層の業務の効率化や職務能力の向上に努めるとともに、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。

職員には新しい時代の地方自治を支える全体の奉仕者として、県民の期待と要請に応えるよう職務に精励することを切に要望するものである。

第1章 職員の給与等に関する報告

第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成20年4月1日現在の島根県職員12,815人に係る給与並びに県内120の民間事業所の従業員4,769人の給与（以下「民間給与」という。）の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきたが、その結果の概要は次のとおりである。

なお、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号。以下「特例条例」という。）により減額して支給されている^(注)ことから、このような状況も踏まえて報告を行うものである。

(注) 本県においては、県財政の健全化へ向けた取組として特例条例が制定され、平成15年4月以降、職員の給料、諸手当が減額して支給されている。当該条例は数次の改正（減額率の改定、減額期間の延長等）を経て、現在の減額期間の終期は平成23年度末とされている。

- 減額率（給料 及び 給料月額を算出基礎とする諸手当（退職手当除く））
- ・管理職：10%・8%（管理職手当は25%・20%）
 - ・その他：6%（若年層の諸手当連動は3%）

職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員	
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員
14,289人	12,815人	267人	1,207人

民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち 行政職 相当職種
4,769人	261人	4,508人	3,514人

1 職員給与等の状況について

(1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されており、その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が37.5%と最も高く、以下行政職30.7%、高等学校等教育職16.2%、公安職11.4%等の順となっている。

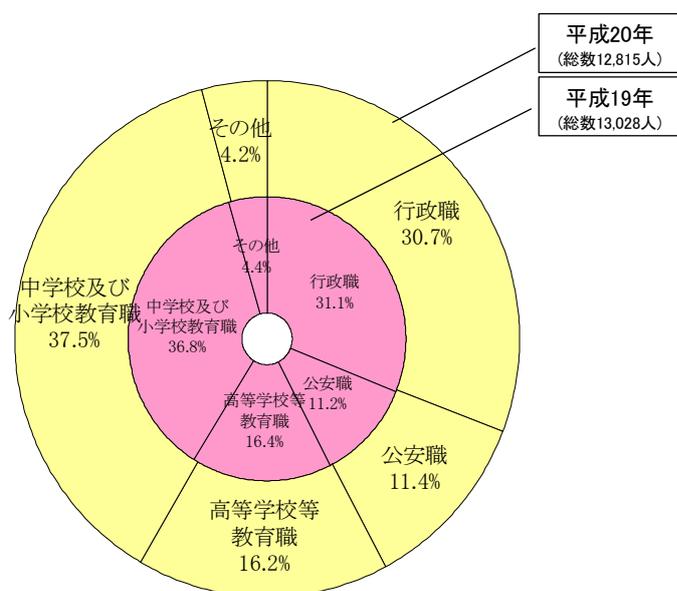
また、職員の平均年齢は43.8歳、平均経験年数は21.7年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.2歳（昨年43.9歳）、平均経験年数は22.7年（同22.3年）となっている。（参考資料第1表）

給料表別職員数等

区分 給料表	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
	平成20年 人	平成19年 人	平成20年 歳	平成19年 歳	平成20年 年	平成19年 年
行政職	3,939 (30.7%)	4,054 (31.1%)	44.2	43.9	22.7	22.3
公安職	1,456 (11.4%)	1,465 (11.2%)	40.8	41.2	19.9	20.5
海事職	54 (0.4%)	57 (0.4%)	42.7	42.8	22.9	23.0
研究職	246 (1.9%)	244 (1.9%)	42.9	42.8	19.8	19.7
医療職（1）	24 (0.2%)	46 (0.4%)	46.5	40.5	20.4	15.0
医療職（2）	142 (1.1%)	167 (1.3%)	44.6	44.9	22.0	22.5
医療職（3）	70 (0.5%)	62 (0.5%)	44.6	46.3	22.1	23.8
高等学校等教育職	2,077 (16.2%)	2,140 (16.4%)	43.3	43.0	20.7	20.4
中学校及び小学校教育職	4,807 (37.5%)	4,793 (36.8%)	44.7	44.4	22.0	21.8
合計	12,815 (100.0%)	13,028 (100.0%)	43.8	43.6	21.7	21.5

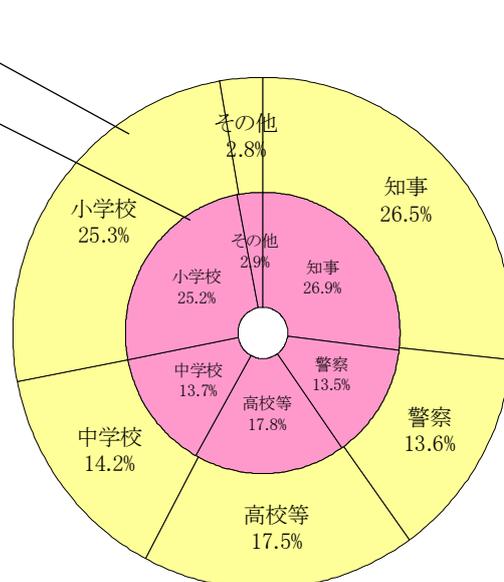
（注）構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



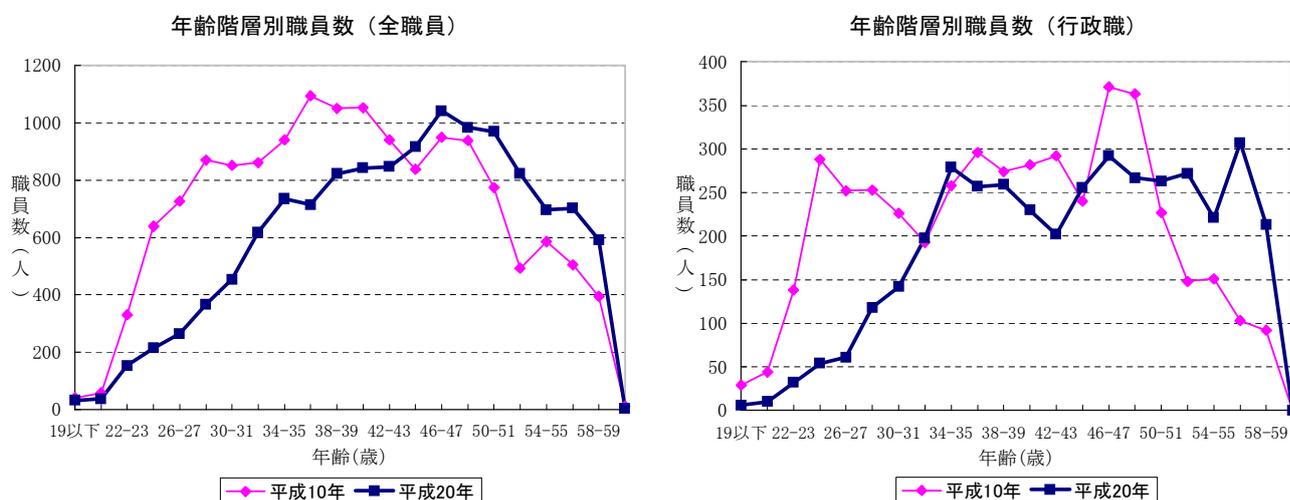
（参考資料第1表）

部局別職員構成比



（参考資料第2表）

年齢階層別の職員数を10年前と比較してみると、近年の採用者数の抑制を受けて職員数が減少する中、平均年齢は全職員で3.6歳、行政職では4.6歳上昇している。
(参考資料第4表)



(2) 職員の給与

平成20年4月分の職員の平均給与月額、特例条例による減額措置前（以下「減額措置前」という。）では406,632円であり、特例条例による減額措置後（以下「減額措置後」という。）では381,357円となっている。

また、行政職の職員の平均給与月額（以下「職員給与」という。）は、減額措置前では384,437円で、昨年に比べ1,169円減少（△0.3%）しており、減額措置後では359,959円で2,003円の減少（△0.6%）となっている。

昨年は若年層の給料などの増額改定が行われ、また、平均年齢も昨年に比べ高くなっているにも関わらず、平均給与月額が減少しているのは、平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置により支給されている差額^(注)（以下「切替に伴う差額」という。）が減少していることによる。

(参考資料第7表)

(注) 国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われた。

本県においても、国に準じて給料表の引下げ改定が行われている。

○経過措置の内容

改定後の給料表の適用の日（平成18年4月1日）における給料月額が、その前日に受けていた給料月額（切替前給料月額）に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が、昇給等により切替前給料月額に達するまでの間、その差額を支給する。

職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年
給 料	円 377,976	円 380,593	円 355,432	円 357,132
管 理 職 手 当	6,270	6,515	7,559	7,812
扶 養 手 当	11,899	11,670	13,211	12,744
地 域 手 当	312	370	513	457
住 居 手 当	3,452	3,380	2,311	2,260
特 地 勤 務 手 当	4,816	4,772	3,554	3,391
そ の 他	1,907	2,368	1,857	1,810
合 計	406,632 (381,357)	409,668 (384,981)	384,437 (359,959)	385,606 (361,962)

- (注) 1 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 4 その他は、初任給調整手当等である。

2 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内241の民間事業所のうちから層化無作為抽出法^(注)により抽出した124事業所を対象に「平成20年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち120事業所の調査を完了した。(参考資料第19表)

また、平成18年から調査対象企業の範囲を拡大しているが、調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、引き続き96.8%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,760人及び研究員、医師等職種1,009人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

- (注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(1) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップの慣行のない事業所の割合が44.2%（昨年38.4%）となっている。ベースアップを実施した事業所の割合は38.0%（同34.1%）と昨年に比べて増加し、ベースアップを中止した事業所は16.9%（同27.5%）と減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所について、昨年は0%であったが、本年は0.9%となった。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.7%（昨年73.4%）となっている。昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は45.4%（同35.1%）と昨年に比べ増加する一方、減額となっている事業所の割合も16.1%（同6.7%）と増加している。

民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	38.0%	16.9%	0.9%	44.2%
課長級	25.8	19.2	0.9	54.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年 比増額	昨年 比減額	昨年と 変化なし			
係員	81.4%	79.7%	45.4%	16.1%	18.2%	1.7%	18.6%
課長級	67.6	64.1	38.5	12.4	13.2	3.5	32.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

(2) 雇用調整の実施状況

平成20年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は23.1%と昨年(18.1%)に比べて増加している。

民間における雇用調整の実施状況

項目 区分	採用の停 止・抑制	部門整理・ 部門間配転	委託・派遣 社員へ転換	転籍出向	一時帰休 ・休業	残業の規制	希望退職 者の募集	正社員 の解雇	賃金カット	計
平成20年	9.6%	6.9%	1.0%	2.4%	0.9%	4.8%	4.5%	0.0%	1.0%	23.1%
平成19年	3.6	4.8	3.2	4.3	2.1	3.9	5.0	2.8	1.8	18.1

(注) 1 平成20年は平成20年1月以降の実施状況、平成19年は平成19年1月以降の実施状況である。
2 雇用調整の有無を項目別に調査（各項目は重複回答）。計欄は何らかの雇用調整を行った事業所の割合である。

3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.8%、松江市で1.3%それぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ186,880円、207,630円及び228,350円となっている。
(参考資料第29表、第30表)

4 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成19年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.6であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.6となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成19年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	5
100以上102未満	20
98以上100未満	12
96以上 98未満	7
94以上 96未満	1
94未満	2
都道府県平均指数	99.6
島根県	92.6

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

5 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。
(参考資料第20表)

なお、平成18年の勧告以降、民間企業従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に拡大している。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与375,492円に対して職員給与は減額措置前では385,191円であり、9,699円(2.52%)上回っているが、減額措置後では360,663円であり、逆に14,829円(4.11%)下回っている。
(参考資料第16表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較差
			A-B ((A-B)/B*100)
375,492円	減額措置前	385,191円	△ 9,699円 (△2.52%)
	減額措置後	360,663円	14,829円 (4.11%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の額とは異なっている。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額4.01月分に相当し、おおむね昨年(4.02月分)並みであった。これは、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)を0.24月分下回っている。(参考資料第27表)

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(4.00月分)は、民間の支給割合とおおむね均衡している。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
4.01月分	4.25月分 (4.00月分)	△0.24月分 (0.01月分)

(注) ()内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.25月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月11日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。(参考資料6)

【職員の給与等に関する報告・勧告】

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 公務員給与と民間給与の実態

(ア) 公務員給与の状況

民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(162,960人、平均年齢41.1歳)の本年4月における平均給与月額は387,506円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(282,546人、平均年齢41.6歳)では403,984円となっている。

(イ) 民間給与の状況

一般の従業員について、定期昇給の額が昨年比べて増額となっている事業所の割合が昨年比べて減少しているのに対し、減額となっている事業所の割合は増加している。

平成20年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、昨年比べて減少している。

イ 民間給与との比較

(ア) 月例給

公務においては行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種の者について、4月分の給与額の比較(ラスパイレス方式)を行ったところ、公務員給与が民間給与を136円(0.04%)下回った。

国の公務員給与と全国の民間給与との較差

民間給与(A)	公務員給与(B)	較 差
		A-B (A-B)/B*100)
387,642円	387,506円	136円 (0.04%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)とおおむね均衡している。

ウ 本年の給与の改定

行政職俸給表(一)適用職員について、民間給与との較差が極めて小さいこと等から、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

特別給についても、民間の年間支給割合が公務の年間支給月数とおおむね均衡していたことから、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

また、行政職俸給表(一)以外の俸給表適用職員についても、行政職俸給表(一)適用職員との均衡を考慮し、水準改定を行わないこととしたが、医師の給与について、初任給調整手当の改定を行うこととした。

(ア) 初任給調整手当

国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、これらに勤務する医師の年間給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っている。

そこで、若手から中堅の医師の人材確保を図るため、初任給調整手当を改定することとし、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する最高支給限度額を104,000円引き上げ、410,900円とするとともに、国立高度専門医療センター勤務者については、現在適用されている「職員の区分」を1段階引き上げることとする(平成21年4月1日実施)。

(2) 給与構造改革

給与構造改革は、平成18年度から平成22年度までの5年間で、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などを逐次実現しようとするものである。このため、平均4.8%の俸給表の水準引下げを段階的に実施する一方で、この俸給表水準の引下げ分を原資として、改革を進めるための措置を講ずることとしている。

ア 平成21年度において実施する事項

(ア) 本府省業務調整手当の新設

本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、本府省の人材確保が困

難になっている事情を併せ考慮し、本府省課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設する（平成21年4月1日実施）。

(イ) 地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定（平成20年度の支給割合を級地により0～3%引上げ）する。

(3) 職員の勤務時間

ア 民間企業の所定労働時間の状況

(ア) 所定労働時間の調査

勤務時間は、給与と同様に基本的な勤務条件であり、情勢適応の原則に基づき、民間と均衡させることを基本として定めるべきものである。

その際、勤務時間が業務運営の基礎であることを考えると、これを頻繁に改定することは適当ではなく、民間企業の所定労働時間を一定期間にわたり調査し、そのすう勢を見極めることが必要である。

(イ) 所定労働時間の調査結果

本年の調査結果によれば、民間企業の所定労働時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間49分となっている。また、平成16年以降の調査結果は安定的に推移してきており、その平均は、1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間48分となっている。

民間企業の所定労働時間の推移

	1日当たりの所定労働時間	1週間当たりの所定労働時間
平成16年	7:44 <small>時間：分</small>	38:45 <small>時間：分</small>
平成17年	7:43	38:43
平成18年	7:45	38:53
平成19年	7:44	38:51
平成20年	7:45	38:49
5年平均	7:44	38:48

イ 勤務時間の改定

(ア) 改定の基本方針

民間企業の所定労働時間は、職員の勤務時間と比較して1日当たり15分程度、1週間当たり1時間15分程度短くなっており、その水準で定着している。

これとの均衡を図ることとした場合、公務能率の一層の向上に努めることにより、行政サービスや行政コストに影響を与えることなく、勤務時間の短縮を行うことが可能であると考えられる。

また、勤務時間の短縮は、仕事と生活の調和にも寄与するものである。

(イ) 改定すべき事項

職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分とし、各省各庁の長が、1日につき7時間45分を月曜日から金曜日までの5日間において割り振るものとする。

これに伴い、再任用短時間勤務職員の勤務時間、育児短時間勤務職員の勤務形態及び並立任用並びに任期付短時間勤務職員の勤務時間等についても所要の措置を講ずる。

(ウ) 実施時期

平成21年4月1日から実施する。

【公務員制度改革及び公務員人事管理に関する報告】

(1) 公務員制度改革に関する基本認識

国民本位の改革を進めるに当たり、「公務及び公務員に対する国民の信頼回復」「時代の変化に適合する有効な人事管理システムの再構築」

「職業公務員制度の基本を生かした改革の推進」「使命感を持ち全力で職務に取り組むよう意識改革の徹底」の実現が肝要である。

(2) 公務員人事管理に関する報告

- ア 採用試験の基本的な見直し、幹部要員の確保・育成、人事交流の推進等による人材の確保・育成
- イ 新たな人事評価制度を活用した、能力及び実績に基づく人事管理の推進
- ウ 超過勤務の縮減や育児休業等の制度の周知、心の健康づくりの推進を通じた仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備
- エ 公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う高齢期の雇用問題について、65歳までの段階的定年延長を中心に引き続き検討

7 むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(1) 月例給について

本県の民間事業所の状況を見ると、ベースアップを実施した事業所が増加する一方で、定期昇給が昨年に比べ減額となっている事業所や、雇用調整を行っている事業所の割合が増加するなど、各企業、事業所により給与等の状況に差が見られた。

また、本年4月分の給与について、職員給与と民間給与とを比較したところ、昨年に引き続き減額措置前では職員給与が民間給与を上回り、減額措置後では民間給与を下回る事となった。

一方、国においては、医師を除き、月例給については水準改定を行わないこととされたところである。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下のとおりとすることが適当であると判断した。

ア 給料表

給料表については、切替に伴う差額が年を追って減少することにより、給料水準が段階的に引き下げられている^(注) こと等を勘案し、本年については、人事院勧告に準じて改定を行わないこととする。

(注) 職員給与のうち給料については、平成18年は359,971円(うち切替に伴う差額16,214円)であったが、平成20年は355,432円(うち切替に伴う差額9,766円)と、切替に伴う差額が年を追って減少していることにより、平均年齢が上昇(平成18年:43.4歳→平成20年:44.2歳)しているにもかかわらず減少している。
※ 額はいずれも減額措置前のものである。

なお、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、水準の改定を行わな

いこととする^(注)が、このうち、中学校及び小学校教育職給料表については、後述のとおり新たな職の設置に伴う改定を行うこととする。

(注) 国においては、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表は廃止されているため、当該俸給表にかかる勧告は行われていない。

イ 初任給調整手当

医師不足が深刻化する中、県の機関に勤務する医師の人材確保の重要性に鑑み、人事院勧告に準じて、初任給調整手当の最高支給限度額を引き上げることとする。

(2) 期末手当・勤勉手当について

本委員会は、昨年の勧告において、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保しつつ、地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると判断し、期末手当・勤勉手当について0.2月分の引下げを勧告したところである。

本年については、前記のとおり、国においては期末手当・勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととされ、また、県内の民間事業所の特別給の支給割合についてもおおむね昨年並みであったこと等を勘案し、改定を行わないこととする。

(3) 新たに設置される主幹教諭の処遇について

昨年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、小・中学校等に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭^(注)を置くことができることとされた(平成20年4月1日施行)。

(注) 各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

本委員会は、昨年の勧告時の報告において、新たな職の設置に関する任命権者における検討結果を踏まえ、その処遇等にかかる検討を行う旨言及したが、今般、教育委員会においては、平成21年度より小・中学校に主幹教諭を設置する方針を決定されたところである。

この方針決定を受け、本委員会として主幹教諭の処遇を検討した結果、以下のとおりとすることが適当であると判断した。

ア 主幹教諭の給料表

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、給料表に定める職務の級に分類することとされており、現在の4級制の中学校及び小学校教育職給料表のうち、教諭は2級、教頭は3級に分類されている。

新たに設置される小・中学校の主幹教諭の職務については、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、現行の2級と3級の間に新たな級（特2級）を設けることとする。

なお、昨年3月の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申「今後の教員給与の在り方について」においては、「主幹（仮称）又は指導教諭（仮称）が新たな職として位置付けられ、配置される場合には…都道府県において、必要に応じて…新たな級を創設することが望ましい」とされており、既に主幹教諭を設置された他県においても、教諭と教頭の間に新たに級を設けて処遇されているところである。

イ 主幹教諭の諸手当等

主幹教諭については、教職調整額を支給することとし、管理職手当は支給しない。また、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合については、100分の10とする。

（注）教育職員には時間外勤務手当は支給されず、校長及び教頭には管理職手当（職務の級及び職に応じた定額）が、職務の級が1級又は2級の教諭等には教職調整額（給料月額4%）が支給されている。

また、期末手当及び勤勉手当の基礎となる額については、職の職制上の段階、職務の級等に応じ、校長及び教頭については給料の月額10～20%が、教諭については給料の月額0～10%が、それぞれ加算（役職段階別加算）されている。

(4) その他の手当等について

ア 地域手当

民間賃金の高い地域に勤務する職員等を支給対象とする地域手当については、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合について、人事院勧告に準じて、次表のとおりとする。

平成21年度の地域手当の級地別支給割合

級地 (支給割合)	支給地域	平成21年度の 地域手当の支給割合	平成18年3月31日の 調整手当の支給割合
1級地 (18%)	東京都 特別区	17	12
2級地 (15%)	大阪府 大阪市	14 ※	10 ※
4級地 (10%)	広島県 広島市	9	3

(注) 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

イ 通勤手当

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当については、昨年来のガソリン価格の高騰を契機として、その改定の必要性について慎重に検討してきたところである。

その結果、本県と他の都道府県の手当額を比較した場合に改定が必要と認められるほどの差がないことや、国においても改定の勧告がなされなかったこと、更には今後のガソリン価格の動向が不透明であること等から、本年については改定を行わないこととする。

ウ 教育職員の給与等

前記の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」においては、「それぞれの職務に応じてメリハリを付けた教員給与にしていくことが必要」とした上で、教職調整額や教員に特有の手当等について見直しの必要性が指摘されており、本年度の文部科学省予算において、義務教育等教員特別手当の縮減や、部活動手当等の拡充が措

置されたところである。

文部科学省予算における教員給与の見直しは、来年度以降も引き続き行われることとされており、本県においても国の動向を注視するとともに、職務や実績に見合った教育職員の処遇により教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行っていく必要がある。

また、産業教育手当及び定時制通信教育手当については、平成17年勧告時の報告以降、社会情勢の変化や学校教育の現状に適切に対応したものとなるよう、他の都道府県の動向を踏まえた検討が必要である旨言及してきたところであり、この検討結果を踏まえた改定を行う必要がある。

(5) 職員の勤務時間について

勤務時間は、給与と同様、基本的な勤務条件として業務運営の基礎となるものであり、人事院においては、前記のとおり1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定する旨の勧告を行ったところである。

本県の民間企業における所定労働時間については「職種別民間給与実態調査」により平成18年から本年まで継続して調査を行ったところであるが、本年の調査結果は、1日当たり7時間47分、1週間当たり38時間53分であり、国の調査とおおむね同様の結果となっている。

基本的な勤務条件である勤務時間については、国及び他の都道府県との均衡を図ることが基本であり、また、勤務時間短縮に当たっては、県民サービスの維持と行政コストの増加を招かないことが前提となる。これらの状況が整えば、本県においても速やかに実施する必要があると考える。

民間企業の所定労働時間の推移

	1日当たりの所定労働時間	1週間当たりの所定労働時間
平成18年	7:47 <small>時間:分</small>	39:07 <small>時間:分</small>
平成19年	7:48	38:58
平成20年	7:47	38:53

(注) 「職種別民間給与実態調査」による

ア 勤務時間を短縮した場合の影響

(ア) 県民サービスの維持

勤務時間の短縮に当たっては、これまでの県民サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことが基本である。

業務を遂行する際、常にコスト意識を持って取り組むことは当然であるが、勤務時間の短縮によって時間外勤務や休日勤務の増加を招くことのないよう、公務能率を一層向上させる必要がある。

そのためには、職員一人ひとりが現在の仕事の進め方や働き方を再度点検し、最大限の能率を発揮するよう努めるとともに、管理監督者は、組織全体を把握する者として、業務の進め方や内容を常に見直し、改善していく必要がある。

(イ) 仕事と生活の調和

近年、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が指摘されている。昨年12月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び行動指針が国において策定されたところであり、その実現に向けた効果的な取組が必要となっている。

勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実につながり、仕事と生活の調和にも寄与するものと考えられる。なお、仕事と生活の調和を推進するためには、時間外勤務の縮減も重要な課題であることから、より一層の取組を行う必要がある。

イ 実施時期

国並びに他の都道府県の動向を注視しつつ、各職場における勤務体制等について、県民サービスの維持及び行政コストの増加を招かないという観点から検討を行い、時間短縮に向けての状況が整い次第速やかに実施する。

(6) 人事管理上の課題について

ア 人材の確保・育成と女性職員の登用等

近年の複雑かつ高度化する行政ニーズを的確に捉え、良質な行政サー

ビスを提供していくためには、高い資質と使命感を有する幅広い人材の確保が重要である。

このため、現在の大学・高校の新卒者を中心とした人材確保に加えて、民間企業経験者、国際経験の豊富な者、高度な専門的知識を有する者など幅広く多様な人材を積極的に採用していく必要がある。

また、職員採用試験における応募者数は、民間企業における採用意欲の高まりや、受験年齢人口の減少、採用者数の抑制等により減少傾向にあり、人材確保上、厳しい状況が続いている。

採用試験の実施に当たっては、年齢要件等の更なる拡大や、募集方法・広報活動の充実などに努めるとともに、引き続き、有能な人材を確保するための試験制度の見直し・改善に取り組む必要がある。

一方、地方自治体の主体性の強化が求められる中で、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と資質向上が必要不可欠である。

とりわけ、大幅な人員削減への取組が行われている状況にあつて、行政水準の維持・向上を図るためには、職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に重要になっている。

このため、昨年12月に、本県の人材育成の目的・方策を明確にした「島根県人材育成基本方針」が策定されたところであるが、今後はこの方針に基づく具体的施策を確実に実行していく必要がある。

また、県政の発展を維持増進していくためには、女性職員の育成が喫緊かつ重要な課題となっており、女性職員の意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用など、その育成・登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

イ 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。

その前提として、職員の能力と実績を的確に評価できる人事評価の実

施が求められている。

国においては、昨年7月の国家公務員法の改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる新たな人事評価制度が導入され、この結果を昇任、昇給・勤勉手当などの給与、免職や降任などの分限処分、人材育成などに広く活用していくこととしている。

本県においても、職員の能力・実績をよりの確に評価し、給与等にも反映できる制度づくりが進められているところであるが、その進捗具合や人事管理への活用状況には任命権者間に差異が見られる。

今後、任命権者においては、国の制度等も参考にしながら、人事管理の基礎として活用し得る人事評価制度を早期に整備する必要がある。

ウ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康の保持・増進及び公務能率の維持・向上の面においても、仕事と生活の調和を図る上でも重要な課題である。

任命権者においても時間外勤務の縮減は重要な課題と位置づけられており、様々な取組がなされているところであるが、管理監督者においては、時間外勤務の縮減への取組が自らの重要な職責であるとの認識のもと、適正な勤務時間管理や業務の進行管理、事前命令及び事後確認による管理を更に徹底するとともに、職員一人ひとりにおいては公務能率の一層の向上に努める必要がある。

エ 両立支援の推進

仕事と生活の調和を図るため、育児や介護を行う職員に対する適切な支援策を講じていくことは重要な課題である。

本県では、これまでも育児・介護のための休暇や、育児休業制度の整備が行われてきたところであり、本年4月からは新たに育児のための短時間勤務制度が導入されたところである。

今後もこれらの制度を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、男性職員の育児休業制度等に対する理解を深めるため、男性職員に対する

制度の周知に努める必要がある。

(参考資料第 32 表)

オ メンタルヘルス対策

職員の心身両面にわたる健康は、職員個人や家族の充実した生活に資するとともに、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためにも重要な課題であることから、引き続き健康管理の対策を推進する必要がある。

特に、精神疾患による休職者が増加していることから、メンタルヘルス対策が重要かつ喫緊の課題となっている。

管理監督者においては、メンタルヘルスカが職場における管理監督者の重要な役割の一つであることを認識し、日ごろからコミュニケーションの良い職場環境や雰囲気づくりに心がけるとともに、職員の執務状況、健康状態、出勤状況等を常に把握しておくことが重要である。また、職員自らも自分の心の健康状態を把握し、早期に対処する方法を身につけることが必要である。任命権者においては、引き続き職員への相談事業、研修事業を行うとともに利用可能な制度の周知を図るなど、それぞれの立場での継続した取組が求められる。

そして、これらの取組を効果的に進めるためには、これまで「個人の問題」として位置づけられがちであったメンタルヘルスを「組織の問題」として位置づけ、人事部門、健康管理部門、研修部門がより一層の連携を図り、対策に取り組む必要がある。

(参考資料第 33 表)

カ 退職管理～高齢期の雇用問題～

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴って、満額年金受給までの空白期間が生じることを受け、公務においても職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整備する必要がある。

人事院では、昨年 9 月に「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」が設置され、本年 7 月に「中間とりまとめ」がなされ、その中で、65 歳までの定年延長を最終的目標とする旨の方向性が示された。また、本年

6月に成立した国家公務員制度改革基本法においても「政府は定年を65歳に引き上げることについて検討すること」とされたところである。

本県においても、今後、在職期間の延長等についての検討が必要となるため、国等の動向を十分注視していく必要がある。

(7) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

職員の給与の減額措置については、昨年12月に特例条例が改正され、減額期間が平成23年度まで更に4年間延長されたところである。この減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や職務に対する士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するのである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を410,900円とすること。

2 中学校及び小学校への主幹教諭の設置に伴う関係条例の改正

(1) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表について

現行の中学校及び小学校教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

イ 級別職務分類基準表について

現行の中学校及び小学校教育職給料表級別職務分類基準表を別記第3のとおり改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

主幹教諭について、その職の職制上の段階、職務の級等に応じた支給が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

(2) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

主幹教諭を教職調整額の支給対象職員とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。

別記第 1

中学校及び小学校教育職給料表

教 職 の 分	育 員 区	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
		1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
		2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
		3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
		4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
		5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
		6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
		7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
		8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
		9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
		10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
		11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
		12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
		13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
		14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
		15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
		16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
		17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
		18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
		19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
		20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
		21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
		22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
		23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
		24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
		25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
		26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
		27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
		28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
		29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
		30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
		31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
		32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
		33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
		34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
		35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
		36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100
		37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000
		38	217,400	247,100	348,100	373,800	
		39	219,100	249,900	350,100	375,400	
		40	220,800	252,700	352,100	377,000	
		41	222,600	255,500	354,100	378,700	
		42	224,400	258,100	355,900	380,300	
		43	226,200	260,700	357,700	381,900	
		44	228,000	263,300	359,500	383,500	

	45	229,900	265,900	361,300	385,100
	46	231,600	268,500	363,000	386,700
	47	233,300	271,100	364,700	388,300
	48	235,000	273,700	366,400	389,900
	49	236,700	276,300	368,100	391,400
	50	238,400	278,900	369,800	392,900
	51	240,100	281,500	371,500	394,400
	52	241,800	284,100	373,200	395,900
	53	243,300	286,600	374,900	397,500
	54	245,000	289,200	376,400	398,900
	55	246,700	291,700	377,900	400,300
	56	248,400	294,200	379,400	401,700
	57	250,000	296,500	380,900	403,200
	58	251,500	299,200	382,300	404,600
	59	253,000	301,900	383,700	406,000
	60	254,500	304,600	385,100	407,400
	61	256,100	307,100	386,500	408,700
	62	257,600	309,600	387,800	410,100
	63	259,100	312,100	389,100	411,500
	64	260,500	314,600	390,400	412,900
	65	261,800	317,000	391,700	414,100
	66	263,400	319,200	392,900	415,300
	67	265,000	321,400	394,100	416,500
	68	266,600	323,600	395,300	417,700
	69	268,300	325,900	396,500	418,800
	70	269,800	328,100	397,700	420,000
	71	271,300	330,300	398,900	421,200
	72	272,800	332,500	400,100	422,400
再任用職員以外の育員	73	274,100	334,700	401,300	423,400
	74	275,400	336,900	402,400	424,200
	75	276,700	339,100	403,500	425,000
	76	278,000	341,300	404,600	425,800
	77	279,400	343,300	405,700	426,700
	78	280,600	345,200	406,700	427,500
	79	281,800	347,100	407,700	428,300
	80	283,000	349,000	408,700	429,100
	81	284,300	350,800	409,700	429,900
	82	285,500	352,600	410,500	430,600
	83	286,700	354,400	411,300	431,300
	84	287,900	356,200	412,100	432,000
	85	289,000	357,900	412,900	432,700
	86	290,000	359,600	413,700	433,400
87	291,000	361,300	414,500	434,100	
88	292,000	363,000	415,300	434,800	
89	293,100	364,700	416,100	435,500	
90	294,000	366,100	416,800	436,200	
91	294,900	367,500	417,500	436,900	
92	295,800	368,900	418,200	437,600	
93	296,500	370,400	418,900	438,100	
94	297,300	371,700	419,600		
95	298,100	373,000	420,300		
96	298,900	374,300	421,000		

97	299,800	375,700	421,700
98	300,600	376,800	422,300
99	301,400	377,900	422,900
100	302,200	379,000	423,400
101	303,100	380,200	423,900
102	303,600	381,300	424,500
103	304,100	382,400	425,100
104	304,600	383,500	425,600
105	305,100	384,500	426,100
106	305,500	385,500	426,700
107	305,900	386,500	427,300
108	306,300	387,500	427,800
109	306,500	388,400	428,300
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	
129		405,100	
130		405,800	
131		406,500	
132		407,200	
133		407,700	
134		408,300	
135		408,900	
136		409,500	
137		409,900	
138		410,500	
139		411,100	
140		411,700	
141		412,100	
142		412,700	
143		413,300	
144		413,900	
145		414,300	
146		414,900	
147		415,500	
148		416,100	

	149		416,500			
再任 用教 員職		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2 切替要領

改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における教育職員の職務の級及び号給は、切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。

別記第3

中学校及び小学校教育職給料表級別職務分類基準表

- (1) 1級 中学校又は小学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
- (2) 2級 中学校又は小学校の教諭若しくはこれに相当する職、養護教諭又は栄養教諭の職務
- (3) 特2級 中学校又は小学校の主幹教諭の職務
- (4) 3級 中学校又は小学校の教頭の職務
- (5) 4級 中学校又は小学校の校長の職務

給与等に関する参考資料

目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考-2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考-3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考-4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考-10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経験年数	参考-14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考-16
第7表	給料表別平均給与月額	参考-17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考-18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考-19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考-20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考-21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考-22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考-23
第14表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考-24
第15表	特定任期付職員の号給別人員	参考-24
第16表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考-24
第17表	給料表別退職者等の状況	参考-25
第18表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考-25
2	民間給与実態調査の概要	参考-26
第19表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-27
第20表	民間との給与比較における対応関係	参考-27
第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考-28
第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考-36
第23表	民間における初任給の改定状況	参考-36
第24表	民間における昇給制度の状況	参考-37
第25表	民間における家族手当の支給状況	参考-37
第26表	民間における住宅手当の支給状況	参考-37
第27表	民間における特別給の支給状況	参考-38
第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-38
3	生計費及び労働経済関係	参考-39
第29表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考-39
第30表	労働経済指標	参考-40
4	人事管理関係	参考-42
第31表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考-42
第32表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考-43
第33表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考-44
5	勧告による改定の概要	参考-45
6	人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子	参考-46
	給与勧告の骨子	参考-46
	勤務時間に関する勧告の骨子	参考-48
	公務員制度改革及び公務員人事管理に関する報告の骨子	参考-49

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成20年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成20年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成20年4月1日に在職するもの

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）

(イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

(ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

(エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）

(オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

(ア) 休職期間中の職員

(イ) 育児休業期間中の職員

(ウ) 平成20年4月1日付けで退職した職員

(エ) 再任用職員

(3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

(4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均	平均経験
		人	%	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	年齢	年数
全給料表	20年	12,815	100.0	66.3	33.7	78.3	6.3	15.3	0.1	43.8	21.7
	19年	13,028	100.0	66.8	33.2	78.0	6.3	15.6	0.1	43.6	21.5
行政職	20年	3,939	30.7	77.9	22.1	60.1	10.1	29.6	0.2	44.2	22.7
	19年	4,054	31.1	77.9	22.1	60.8	9.9	29.1	0.2	43.9	22.3
(中小学校事務職)	20年	299	2.3	30.4	69.6	16.4	22.1	61.5	0.0	46.1	26.3
	19年	309	2.4	28.8	71.2	15.9	23.0	61.2	0.0	46.4	26.7
公安職	20年	1,456	11.4	96.0	4.0	51.0	1.4	47.5	0.0	40.8	19.9
	19年	1,465	11.2	96.2	3.8	48.7	1.2	50.1	0.0	41.2	20.5
海事職	20年	54	0.4	100.0	0.0	0.0	55.6	37.0	7.4	42.7	22.9
	19年	57	0.4	100.0	0.0	0.0	56.1	36.8	7.0	42.8	23.0
研究職	20年	246	1.9	87.0	13.0	95.9	2.4	1.6	0.0	42.9	19.8
	19年	244	1.9	88.1	11.9	95.5	2.0	2.5	0.0	42.8	19.7
医療職(1)	20年	24	0.2	87.5	12.5	100.0	0.0	0.0	0.0	46.5	20.4
	19年	46	0.4	80.4	19.6	100.0	0.0	0.0	0.0	40.5	15.0
医療職(2)	20年	142	1.1	50.0	50.0	69.7	29.6	0.7	0.0	44.6	22.0
	19年	167	1.3	46.1	53.9	62.3	36.5	1.2	0.0	44.9	22.5
(中小学校栄養職)	20年	30	0.2	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	46.2	25.0
	19年	45	0.3	0.0	100.0	28.9	71.1	0.0	0.0	46.6	25.4
医療職(3)	20年	70	0.5	1.4	98.6	78.6	21.4	0.0	0.0	44.6	22.1
	19年	62	0.5	0.0	100.0	90.3	9.7	0.0	0.0	46.3	23.8
高等学校等 教育職	20年	2,077	16.2	63.1	36.9	92.1	4.2	3.7	0.0	43.3	20.7
	19年	2,140	16.4	63.8	36.2	91.5	4.4	4.1	0.0	43.0	20.4
中学校及び 小学校教育職	20年	4,807	37.5	49.0	51.0	95.7	4.3	0.0	0.0	44.7	22.0
	19年	4,793	36.8	49.6	50.4	95.7	4.3	0.0	0.0	44.4	21.8

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局		知	議	人	監	教	勞	漁	警	大	高	中	小	計
給 料 表		事	会	員	査	育	働	業	察	学	校	学	学	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	20年	3,400	22	12	14	303	9	5	1,741	0	2,249	1,818	3,242	12,815
	19年	3,506	22	12	14	318	8	6	1,756	0	2,316	1,786	3,284	13,028
行 政 職	20年	2,967	22	12	14	164	9	5	268		179	93	206	3,939
	19年	3,046	22	12	14	178	8	6	274		185	94	215	4,054
(中小学校事務職)	20年											93	206	299
	19年											94	215	309
公 安 職	20年								1,456					1,456
	19年								1,465					1,465
海 事 職	20年	20				20			4		10			54
	19年	23				20			4		10			57
研 究 職	20年	215				20			11					246
	19年	216				17			11					244
医 療 職 (1)	20年	24												24
	19年	46												46
医 療 職 (2)	20年	109									3	12	18	142
	19年	118									4	16	29	167
(中小学校栄養職)	20年											12	18	30
	19年											16	29	45
医 療 職 (3)	20年	65				3			2					70
	19年	57				3			2					62
高 等 学 校 等 教 育 職	20年					20					2,057			2,077
	19年					23					2,117			2,140
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	20年					76						1,713	3,018	4,807
	19年					77						1,676	3,040	4,793

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						1	1		
2									
3									
4									
5	2	1					1		
6									
7		10	4						
8			1						
9	2		8			1			1
10		1	2						
11	3	10	28						
12			2						
13	3	14	10						1
14			8						3
15	3	3	11						2
16	1	5	4						4
17		24	42						2
18		1	6					1	
19	2	9	50						
20		3	9						6
21	3	23	29						
22		4	8					1	
23	5	41	56						
24	1	1	13						
25	10	5	15	2				2	
26	2	2	11					8	
27	8	3	58					2	
28		2	15	1				3	
29	7	1	17						
30	1	3	10				1	4	
31	15	1	97	1			1	2	
32	2	1	10	3			1	5	
33	8	1	20	1			1	2	
34	2	1	9	1			1	2	
35	16		98	1			3		
36	1	1	16	1			5		
37	8	1	19	1		1			
38	6		17	1			7	1	
39	2		52	10			6		
40	1		10	6			3		
41	6		18	3			1		
42	1		27	3	1	1			
43		1	73	26	1				
44			11	5			4		
45	3		21	24	2				
46	1		13	15	2				
47	2		43	45		1	2		
48	2	1	16	5	2		4		
49	3		7	38	4	1			
50			8	51		3			
51	5		6	11	1	4			
52	1		5	36	6	2			
53			3	29	1	7			
54			15	8	2	6			
55			67	11	5	3			
56			5	31	20	18			
57			6	12	3	9			
58			13	8	7	9			
59			33	5	4	4			
60			5	53	39	33			
61			5	20	14	5			
62			8	14	11	5			
63			8	8	8	13			
64			12	60	71	71			
65			4	11	16	34			
66			8	9	14	18			
67			3	6	36	26			
68			6	56	80	81			
69			3	18	33	8			
70			3	5	34	19			
71			2	4	10	2			
72			2	19	31	32			
73			1	14	46	2			
74			4		13	15			
75			1	3	14	2			
76				14	54	2			

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				1	28				
78			1	1	16				
79			1	4	13				
80			1	16	74				
81				6	8				
82			2	2	16				
83			1		34				
84				6	116				
85				3	208				
86									
87			1	1					
88			1	3					
89									
90				2					
91				1					
92			1						
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101			1						
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	138	174	1,241	755	1,098	439	42	33	19
								総数	3,939

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	17								
6									
7									
8									
9	1								
10									
11	8								
12			1						
13	3								
14									
15	11		3						
16				1					
17	3		2	1					
18									
19	8		6	1					
20			3						
21	32	1	5						
22			1						
23	8	21	7						
24	3	1		1					
25	6	7							
26	3	5							
27	31	17	8	2					
28	2	2	1	3					
29	10	12	8	1					
30	10	6	3						
31	13	16	9	1	1				
32	8	8	3		3				
33	3	7	3	1	1				
34	1	6	3	1					
35	4	8	9	5	1				
36	1	1	3						
37	4	6	8	1					4
38	1	1	2	1					1
39	1	5	5	6	1				1
40	2	3	4	2	1				
41	2	5	6	4	1				
42			2	3	1				1
43		3	3	1	2				
44		1	5	1	1				
45	2	3	3	5		1			1
46	1	4	3	1					
47	1	5	5	1					
48			2	2	2				
49	2	3	5	1					
50	1		1	2					
51			12	6		1			
52	1	1	3	2	2		1		
53		2	2	1	2				
54			1	2			1		
55			5	3	1	1			
56			4	1	2			2	
57		1	1	1	2		1	1	
58			1	7	3	1		1	
59			5	1	1	1			
60				2	3	2		1	
61			4	3	2			11	
62			1			1			
63		1	2		2				
64			1	2	3		3		
65				1	1	1	1		
66			2	2	3		3		
67			6	4	3	2	6		
68			2	1	1	1	1		
69			3	4	6	2	7		
70			3	8	4		3		
71			3	3	3	3	1		
72			4	5	5		5		
73				3	4	1	2		
74			6	1	8	1	6		
75			2	4	3	3			
76			1	3	7	4	3		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				3	3	4	3		
78			2	3	5	4			
79			1	6	3	1			
80			1	5	12	4			
81				2	14	6			
82			2	8	10	2			
83			2	4	4	4			
84				7	11	14			
85				9	7	49			
86			1	5	7				
87				5	8				
88			1	8	19				
89				12	6				
90				8	6				
91			2	6	8				
92				12	26				
93			1	1	40				
94				8					
95				7					
96			2	6					
97				6					
98				5					
99				1					
100				7					
101				2					
102			2	6					
103				4					
104				5					
105				6					
106				10					
107				2					
108				6					
109				9					
110				3					
111				5					
112				5					
113				5					
114				8					
115				2					
116				7					
117				3					
118				7					
119				1					
120			1	9					
121				1					
122				1					
123				1					
124				5					
125				28					
126				1					
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137				1					
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	204	162	223	404	275	116	48	16	8
								総数	1,456

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6			1		
7					
8					
9	1				
10					
11					
12					
13					
14					
15			1		
16					
17					
18					
19			1		
20					
21					
22					
23					
24		1			
25	1				
26		2			
27		1			
28		1	1		
29					
30					
31			1		
32		1			
33			1		
34			1		
35	1				
36					
37					
38			1		
39	1				
40					
41	1				
42					
43			1		
44					
45					
46		1			
47			1		
48				1	
49	1				
50	1			1	
51				1	
52				1	
53				1	
54				1	
55	1			1	
56			1		
57					1
58					
59	1				
60	1				
61					
62					
63			1	1	
64					
65			1		
66					
67					
68			1	1	
69			1		
70				1	
71				1	
72			1	1	
73			1		
74					
75					
76				2	

級 号給	1	2	3	4	5
77					
78					
79	1				
80				1	
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88			1	1	
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100				1	
101					
計	11	7	19	16	1
				総数	54

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1		3			
2					
3					
4					
5		1			
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17					
18					
19		2			
20					
21		5			
22					
23					
24					
25					
26			2		
27		2			
28					
29		2	2		
30			1		
31			1		
32		1			
33		3	2		
34			4		
35		1	2		
36			3		
37		3	7		
38					
39		5			
40		1	3		
41		3			
42					
43		4	2		
44			4		
45		2	2		
46					
47		9	2		
48			1	2	
49			1		
50			2	2	
51		10	1	2	
52				2	
53		4		2	
54			3	1	
55		3	3		
56				3	
57			2		
58			1		
59		6	1		
60			2	3	
61		1	3		
62		2	1		
63		6		1	
64		1	1	6	
65		1	2		
66			3		
67		5		1	
68		1	1		
69			8		
70			1	1	
71		6			
72			2		
73		1	11	1	
74		3	1		
75					
76			2		

級 号給	1	2	3	4	5
77			4		
78			1		
79			2		
80			3		
81			2		
82			1		
83					
84					
85					
86					
87					
88			2		
89			15		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	99	120	27	0
				総数	246

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	2			
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23			2	
24				
25				
26				
27		2		
28				
29				1
30				
31				
32			1	
33		1		
34				
35				
36				
37				1
38				
39				1
40			1	
41				
42				1
43				
44				
45				
46				1
47				
48				
49			1	
50				1
51				
52				
53				
54				2
55				
56				
57			1	1
58				
59				2
60				
61				
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	2	3	7	12
	総数 24			

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5		1				
6						
7		4				
8						
9						
10						
11		2				
12						
13		1				
14						
15		1				
16						
17						
18						
19						
20						
21		2				
22						
23		1				
24						
25		3	1			
26						
27			1			
28		1				
29		6				
30						
31		1	1			
32						
33		1	2			
34	1	1				
35			1	1		
36						
37		1		1	3	
38						
39			1	1	1	
40			1		3	
41			1			
42				1		
43			3		3	
44						
45						
46						
47					4	
48						1
49		2				
50			1		1	
51			1	2		
52					1	
53					2	
54						1
55			1			
56					1	3
57					3	1
58						
59						4
60					1	6
61						
62						
63						
64					1	4
65					1	1
66						
67					1	
68					3	
69						
70					2	
71					2	
72					3	
73					5	
74						
75					1	
76					1	

級 号給	1	2	3	4	5	6
77					1	
78					2	
79						
80					2	
81					1	
82					4	
83					4	
84					1	
85					13	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	28	15	6	71	21
	総数 142					

医療職給料表(3)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13			1			
14		1				
15			1			
16						
17		2				
18						
19			1			
20						
21			3			
22				1		
23						
24						
25			2			
26						
27		2				
28		1		1		
29		1		1		
30						
31						
32						
33			1	1	1	
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41			1			
42						
43						
44						
45				2		
46						
47						
48						
49				1		
50				1		
51					1	
52						2
53					2	
54						1
55						1
56						
57						
58					1	
59					2	
60						5
61				1	2	
62					2	
63					1	
64						
65			1		2	
66						
67					1	
68						
69						
70						
71					2	
72						
73					3	
74						
75					1	
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83					2	
84					1	

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
85						
86					1	
87						
88						
89					5	
90						
91					1	
92						
93					2	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	8	11	9	33	9
					総数	70

高等学校等教育職給料表

級 号 給	1	2	3	4
1		2		
2				
3				
4				
5		3		
6				
7		1		
8				
9		3		
10				
11		2		
12				
13		4		
14				
15		1		
16				
17		6		
18				
19		3		1
20		1		
21		12		
22				
23		1		1
24				2
25		14		1
26		2		1
27		5		2
28		2		6
29		17		1
30		4		1
31		2		
32		4		7
33		13		5
34		2		3
35		10		2
36		6		10
37		15		11
38	1	6		
39		18		
40		4		
41	1	18		
42		5		
43	1	8		
44		7		
45	1	21		
46		4		
47		27		
48		15		
49		14		
50		8		
51		34		
52	1	7	2	
53	1	14	1	
54		12	1	
55	2	34	1	
56		8	1	
57	2	21	3	
58	1	7	3	
59	2	39	1	
60	2	9	5	
61	3	15	4	
62	2	11	3	
63	1	35	2	
64	2	4	6	
65	1	30		
66		8		
67	1	30	4	
68	2	17	8	
69	1	32		
70	2	16		
71	4	36	2	
72	2	24	7	
73	3	28	1	
74	1	21		
75	2	17	1	
76	1	37	8	

級 号 給	1	2	3	4
77	5	17	2	
78	2	20		
79		5		
80	1	17		
81	1	14		
82	1	24		
83	3	20		
84		49		
85	4	28		
86	3	26		
87	1	42		
88	1	24		
89	4	24		
90	3	30		
91		27		
92		32		
93		19		
94		12		
95		20		
96	2	20		
97	3	16		
98	1	20		
99	1	27		
100	2	20		
101	2	26		
102	1	27		
103		6		
104	4	19		
105		28		
106		8		
107		9		
108	2	15		
109	5	9		
110	1	3		
111		11		
112		9		
113		6		
114		6		
115	1	24		
116		4		
117		7		
118		9		
119		13		
120		16		
121		8		
122		9		
123		18		
124		6		
125		7		
126		5		
127		6		
128		12		
129		9		
130		4		
131				
132		3		
133		2		
134				
135		3		
136		13		
137		111		
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	97	1,860	66	54
総数	2,077			

中学校及び小学校教育職給料表

級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				1
7				
8				3
9				2
10				2
11				2
12				2
13		13		10
14				2
15		1		8
16				5
17		12		4
18				1
19		6		8
20				6
21		6		6
22				1
23		6		13
24				12
25		13		7
26				13
27		6		16
28				11
29		17		9
30		1		4
31		14		16
32		4		11
33		17		8
34		2		12
35		3		4
36		2		20
37		23		153
38		3		
39		13		
40		8		
41		22		
42		4	1	
43		13		
44		5		
45		17		
46		8	1	
47		22		
48		11	1	
49		18		
50		7		
51		19	1	
52		12	2	
53		17	1	
54		10	4	
55		12	3	
56		8	5	
57		29	4	
58		13	4	
59		32	7	
60		18	8	
61		26	15	
62		12	12	
63		40	8	
64		10	12	
65		24	20	
66		15	13	
67		42	12	
68		15	25	
69		27	16	
70		20	7	
71		37	18	
72		14	13	
73		30	12	
74		25	4	
75		53	19	
76		17	19	

級 号 給	1	2	3	4
77		24	13	
78		29	6	
79		49	12	
80		20	14	
81		37	13	
82		38	5	
83		61	6	
84		45	6	
85		52	6	
86		65	1	
87		72	3	
88		98	2	
89		65	4	
90		80		
91		46	2	
92		36	7	
93		40	39	
94		35		
95		43		
96		62		
97		57		
98		49		
99		107		
100		63		
101		57		
102		93		
103		65		
104		75		
105		90		
106		48		
107		77		
108		88		
109		46		
110		65		
111		77		
112		46		
113		67		
114		60		
115		40		
116		58		
117		61		
118		32		
119		7		
120		15		
121		13		
122		10		
123		55		
124		39		
125		43		
126		24		
127		44		
128		23		
129		36		
130		14		
131		38		
132		19		
133		34		
134		22		
135		21		
136		16		
137		21		
138		22		
139		13		
140		11		
141		10		
142		13		
143		7		
144		13		
145		8		
146		3		
147		2		
148		4		
149		137		
計	0	4,029	406	372
総数	4,807			

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

年齢	給料表 級	行政職給料表									公安職給料表										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18	歳	2									2	17									17
19		4									4	8									8
20		6									6	13									13
21		4									4	13									13
22		12									12	31									31
23		19	1								20	46	1								47
24		28									28	36	21	1							58
25		19	7								26	16	33	4							53
26		11	19								30	6	30	11							47
27		6	25								31	4	25	16							45
28		6	50								56	6	14	16	2						38
29		6	40	16							62	1	14	21	1						37
30		7	11	44							62	7	8	17	2						34
31		3	8	68			1				80		8	17	6						31
32		2	3	89				1			95		4	23	6						33
33			6	97							103		1	19	6						26
34		1	1	138							140		2	16	18						36
35			1	137			1				139			9	9						18
36		1	1	136							138			11	10	4					25
37				119							119		1	9	8	5					23
38		1	1	137	1			1			141			8	7	3					18
39				116	2						118			10	7	2	1				20
40				35	77		1				113			2	12	4					18
41				27	89		1				117			2	18	5					25
42				19	84	1					104			1	15	3	5				24
43				10	82	5			1		98			4	20	5	3				32
44				7	94	14				1	116			3	28	5	2				38
45				12	95	32	1				140				24	1	3	2			30
46				9	84	54					147				23	10	6				39
47				10	35	100					145				24	14	8	5			51
48				2	37	101	3				143				17	12	3	3			35
49				4	19	89	11	1			124				18	17	7	3	1		46
50				5	18	87	15				125				1	18	9	8	5		41
51					19	97	22				138				28	8	9	2			47
52				2	10	88	29	5	2		136				1	14	9	3	3		30
53					5	89	38	3		1	136				18	20	6	4	2	1	51
54					2	61	42	3	1		109				12	22	2	4			40
55				1	1	63	35	7	5		112				6	38	2	1	5	2	54
56				1		87	72	2	8	5	175				1	10	27	2	7	3	50
57					1	53	58	6	9	5	132				8	20	21	1		1	51
58						49	56	11	6	7	129				2	15	9	3	4	1	34
59						28	53	2	1		84				7	17	16	5	1	3	49
60																					
61																					
62																					
63																					
64																					
65																					
66																					
67																					
68																					
69以上																					
人員計	人	138	174	1,241	755	1,098	439	42	33	19	3,939	204	162	223	404	275	116	48	16	8	1,456
構成比	%	3.5	4.4	31.5	19.2	27.9	11.1	1.1	0.8	0.5	100.0	14.0	11.1	15.3	27.7	18.9	8.0	3.3	1.1	0.5	100.0
平均年齢	歳	25.3	28.9	36.5	44.7	51.8	55.5	55.1	56.3	56.5	44.2	23.4	27.4	33.0	45.7	52.1	52.7	53.0	55.9	57.3	40.8

年齢	給料表 級	海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)						
		1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
18	歳																	
19																		
20		1					1											
21																		
22									2									2
23		1					1		2									2
24									1									1
25		1					1		1									1
26		1					1		5						2			5
27		2					2											2
28									3									3
29		1					1		4									4
30		2					3		6									6
31									10									10
32		1	3	1			5		5						1			5
33			1				1		12						2			12
34			1	1			2		9									9
35			1	1			2		5							1		5
36				2			2		13									13
37			1	1			2		11						1			11
38									7	3								10
39		1					1		2	9								11
40				1			1			3								3
41										8								8
42				1			1			4								4
43										5						1		5
44									1	7					2			8
45				1			1			6								6
46				1			1			6								6
47				1	1		2			8					1	1		8
48				1	2		3			8								8
49				1	1		2			8					1	1		8
50				1	1		2			12								12
51				1	1		2			9						1		9
52					1		1			6	3					1		9
53					1	1	2									2		2
54										5	3							8
55					1		1			5	2						2	7
56					1		1			3	4					1		7
57				2	4		6			2	4				1			6
58				1	1		2			2	6							8
59					1		1			1	5							6
60																		
61																		
62																		
63																		
64																2		2
65																		
66																		
67																		
68																		
69以上																		
人員計	人	11	7	19	16	1	54	0	99	120	27	0	246	2	3	7	12	24
構成比	%	20.4	13.0	35.2	29.6	1.9	100.0	0.0	40.2	48.8	11.0	0.0	100.0	8.3	12.5	29.2	50.0	100.0
平均年齢	歳	28.5	33.8	44.1	53.8	53.9	42.7		33.4	47.7	56.8		42.9	26.6	33.3	43.1	55.1	46.5

給料表 年 級 年 齡	医療職給料表(2)								医療職給料表(3)							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18																
19																
20																
21																
22																
23			4					4		1						1
24			2					2		2						2
25			1					1		1						1
26			1					1		2						2
27	1		5					6		1						1
28			6					6								
29			3					3			2					2
30			4					4			3					3
31										1	1					2
32			4					4								
33		1	2					3			1	1				2
34			3					3								
35		1	2	1				4			1	2				3
36			1	1				2								
37			1	1				2				1				1
38												2				2
39			2	2				4			1	1				2
40				1				1				1	1			2
41					2			2			1					1
42					4			4								
43					3			3				1				1
44					4			4					1			1
45					4			4					2			2
46					4			4					2			2
47					1			1					5			5
48					4			4					4			4
49					4			4			1		2			3
50					6			6					4			4
51					7			7								
52					6			6					2			2
53					8			8					2			2
54					4	1		5					4			4
55					3	4		7					2			2
56					4	4		8						1		1
57					1	4		5					1	1		2
58					1	3		4					1	5		6
59					1	5		6						2		2
60																
61																
62																
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69以上																
人員計 人	1	28	15	6	71	21	0	142	0	8	11	9	33	9	0	70
構成比 %	0.7	19.7	10.6	4.2	50.0	14.8	0.0	100.0	0.0	11.4	15.7	12.9	47.1	12.9	0.0	100.0
平均年齢 歳	27.0	28.0	34.9	38.0	50.1	57.3		44.6		26.4	34.7	38.0	50.3	58.3		44.5

年齢	給料表 級	高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					全給料表
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	
18	歳											19
19												12
20												20
21												17
22			2			2		11			11	58
23			3			3		17			17	95
24			5			5		15			15	111
25			6			6		14			14	103
26		1	8			9		29			29	126
27		2	18			20		33			33	138
28		2	19			21		48			48	172
29		1	31			32		53			53	194
30		5	35			40		53			53	205
31		4	53			57		69			69	249
32		4	65			69		87			87	299
33		6	55			61		109			109	319
34		8	78			86		98			98	374
35		7	84			91		97			97	360
36		8	66			74		119			119	373
37		7	59			66		116			116	341
38		6	67			73		135			135	379
39		9	103			112		174			174	442
40		3	85			88		207			207	433
41		2	68			70		185	1		186	409
42		5	62			67		199	1		200	404
43		2	93			95		202	5		207	442
44		8	61			69		209	6		215	453
45		3	62			65		201	13		214	462
46		3	63			66		219	30		249	514
47			68			68		206	39		245	527
48			61			61		187	35	3	225	483
49			51	2		53		183	60	15	258	500
50			62	2		64		168	45	21	234	488
51		1	58	6	1	66		141	47	23	211	481
52			46	7	1	54		115	29	32	176	415
53			39	10	1	50		83	24	49	156	407
54			43	9	8	60		72	20	25	117	343
55			48	13	5	66		50	19	33	102	353
56			35	6	6	47		45	11	30	86	376
57			32	3	10	45		30	7	41	78	326
58			33	4	9	46		22	11	46	79	308
59			33	4	13	50		28	3	54	85	283
60												
61												
62												
63												
64												2
65												
66												
67												
68												
69以上												
人員計	人	97	1,860	66	54	2,077	0	4,029	406	372	4,807	12,815
構成比	%	4.7	89.6	3.2	2.6	100.0	0.0	83.8	8.4	7.7	100.0	100.0
平均年齢	歳	37.4	42.8	54.6	57.0	43.3		43.1	50.6	55.3	44.7	43.8

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
1年未満	7		2		9	29	2	17		48					0	3				3					0
1年	11	1	5		17	51	1	9		61			1		1	2				2	2				2
2年	13	2	7		22	47	1	14		62					0	1				1					0
3年	10	2	2		14	40	2	12		54					0	2				2					0
4年	21	1	10		32	51	3	13		67			1		1	5				5					0
5年	26	3	11		40	22		4		26		1			1	1				1					0
6年	43	3	15		61	37	1	12		50		1			1	3				3					0
7年	36	1	16		53	32	2	9		43					0	8				8	1				1
8年	47	3	11		61	23		5		28			1		1	10				10	2				2
9年	52	9	13		74	15		9		24		3	1		4	4				4					0
10年	53	6	21		80	15	1	8		24		2			2	11				11					0
11年	75	11	20		106	12		5		17		2	1		3	9				9	1				1
12年	81	11	15		107	11		10		21		2			2	5				5					0
13年	81	14	19	1	115	6	1	7		14		1			1	8				8	1				1
14年	92	12	29		133	11		16		27		2			2	14				14					0
15年	76	16	18		110	6	1	14		21		1			1	11				11	2				2
16年	101	22	49		172	6	1	13		20		3			3	9				9	1				1
17年	88	16	54		158	8		10		18					0	9				9					0
18年	65	10	33		108	11		14		25			2		2	9				9	1				1
19年	72	8	33		113	11		18		29			1		1	4				4					0
20年	48	7	20		75	18		12		30					0	5				5					0
21年	54	9	23		86	10	1	7		18		1			1	3				3					0
22年	76	11	34		121	9	2	15		26					0	5		1		6	2				2
23年	91	9	43		143	15		12		27					0	8	1			9	1				1
24年	87	12	34		133	15		11		26					0	6		1		7	1				1
25年	84	19	31		134	19	1	14		34		1			1	5				5					0
26年	89	11	35		135	22		24		46		2			2	7				7	1				1
27年	98	12	55	1	166	31		22		53		2	1		3	14				14	1				1
28年	81	13	39	1	134	20		27		47		1	1		2	7	1			8	2				2
29年	79	18	41		138	23		33		56					0	7	1			8	1				1
30年	93	20	44		157	18		22		40		1	1		2	3	1			4	1				1
31年	62	13	27		102	15		15		30		1			1	3				3					0
32年	67	10	21		98	23	1	13		37		1	2	1	4	13				13	1				1
33年	102	19	40		161	18		28		46					0	4				4					0
34年	92	16	35		143	15		15		30		1			1	4	1	2		7					0
35年以上	116	49	260	3	428	28		203		231		1	7	3	11	14	1			15	2				2
合計	2,369	399	1,165	6	3,939	743	21	692	0	1,456	0	30	20	4	54	236	6	4	0	246	24	0	0	0	24
平均経験年数	21.3	23.6	25.1	31.3	22.7	15.2	10.5	25.2		19.9		18.9	25.8	38.9	22.9	19.4	30.8	29.0		19.8	20.4				20.4

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
				0					0	2				2	13				13	54	2	19		75
5				5	1				1	4				4	19				19	95	2	15		112
2				2	1	1			2	6				6	13				13	83	4	21		108
2				2					0	7				7	20	1			21	81	5	14		100
4	1			5	3	1			4	17				17	34				34	135	6	24		165
8				8					0	18				18	43				43	118	4	15		137
2				2	1				1	27				27	53	2			55	166	7	27		200
1				1	1	1			2	37	1			38	50	1			51	166	6	25		197
2				2					0	51				51	67	1			68	202	4	17		223
2				2	1	2			3	57				57	83				83	214	14	23		251
2				2		1			1	58				58	86	1			87	225	11	29		265
4				4	1	1			2	80				80	103	1			104	285	15	26		326
3	1			4	2	1			3	76	1	1		78	99				99	277	16	26		319
2				2					0	88	1			89	107	2			109	293	19	26	1	339
2				2	1				1	62	2	1		65	111	1			112	293	17	46		356
1				1	2				2	72	2	1		75	103	1			104	273	21	33		327
2	1			3	1	1			2	71	4	4		79	141	1			142	332	33	66		431
				0	1				1	87	6			93	188	1			189	381	23	64		468
	1			1		1			1	79	2	1		82	200	4			204	365	18	50		433
2	1			3		1			1	68	1			69	207	5			212	364	16	52		432
3	1			4	1				1	83	3	7		93	206	4			210	364	15	39		418
3	3			6					0	84	3	4		91	191	2			193	345	19	34		398
	1			1	3				3	57	1	2		60	248	6			254	400	21	52		473
2	3			5	2				2	68	7	5		80	203	4			207	390	24	60		474
1	2			3					0	58	4	4		66	256	2			258	424	20	50		494
2	3			5	6				6	56	4	3		63	214	3			217	386	31	48		465
2	2			4	3	1			4	54	1	3		58	249	4			253	427	21	62		510
7				7	5				5	60	3	3		66	226	1			227	442	18	81	1	542
4				4					0	47	5	3		55	172	8			180	333	28	70	1	432
5	3			8		1			1	49	4	1		54	169	10			179	333	37	75		445
4	2			6	2				2	47	4	1		52	169	20			189	337	48	68		453
2	1			3	2				2	46	4	3		53	124	30			154	254	49	45		348
2	2			4	4				4	54	7			61	96	16			112	260	37	36	1	334
4	3			7	1				1	56	6	4		66	75	19			94	260	47	72		379
5	3			8	3	1			4	32	2	3		37	84	15			99	235	39	55		329
7	8	1		16	7	1			8	95	9	23		127	178	41			219	447	110	494	6	1,057
99	42	1	0	142	55	15	0	0	70	1,913	87	77	0	2,077	4,600	207	0	0	4,807	10,039	807	1,959	10	12,815
19.5	27.8	36.9		22.0	23.6	16.6			22.1	20.1	26.1	28.6		20.7	21.7	29.7			22.0	20.7	25.1	25.3	34.3	21.7

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表		行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校 等 教育職	中学校及 小学校 教育職
職務の級		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	減額前	182,063	202,336	217,918		286,500	193,500		305,145	
	減額後	171,139	190,196	204,843		269,310	181,890		287,809	
2 級	減額前	220,175 733	234,518	270,414	284,796	406,500	216,825 2,286	216,788	392,480 6,661 14,755 7,329	389,012 2,350 14,748 8,586
	減額後	207,008 733	220,447	254,189	267,708	382,110	203,953 2,286	203,780	369,347 6,661 13,886 6,889	365,829 2,350 13,880 8,071
3 級	減額前	289,525 155	280,693 129	353,263	395,848	481,229	278,747 1,247	267,918	473,935 5,577	443,142 120
	減額後	272,163 155	263,859 129	332,067	372,097	450,880	262,097 1,247	251,843	436,734 5,577	408,890 120
4 級	減額前	375,135 8,850	388,625 11,178	446,163 20,294	453,407 17,585	589,917 30,817	314,700 117	317,578 2,033	505,922 5,941 18,372	479,002 23,921
	減額後	352,627 8,319	365,308 10,508	419,393 19,076	417,475 16,197	538,699 28,093	295,818 110	298,523 1,911	466,098 5,941 16,902	440,991 22,009
5 級	減額前	417,208 357 20,002	435,862 126	476,300			402,496 304	407,203		
	減額後	392,197 357 18,802	409,717 126	447,722			378,364 304 16,588	382,771 17,091		
6 級	減額前	436,197 26 18,646	453,403				447,210 3,867	465,767		
	減額後	401,749 26 17,181	426,199				415,105 3,867	437,821 25,516		
7 級	減額前	451,245 11,548	472,642 20,660							
	減額後	411,531 10,576	435,229 19,028							
8 級	減額前	474,161 5,521	486,544 16,731							
	減額後	426,745 4,969	444,568 15,280							
9 級	減額前	521,032 8,074	500,275 14,150							
	減額後	468,928 7,266	450,248 12,735							
全 級	減額前	355,432 184 9,766	347,389 44 9,110	344,757 8,907	357,474 8,585	510,004 17,438	354,244 1,306 12,742	359,560 12,323	393,939 6,790 13,742 7,366	400,548 1,980 12,361 10,264
	減額後	332,800 184 9,135	325,999 44 8,542	324,072 8,373	335,068 8,033	471,063 15,940	332,253 1,306 11,927	337,986 11,583	370,196 6,790 12,948 6,909	375,283 1,980 11,634 9,589

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区分 給料表		平均支給月額											
		給料	うち給料の調整額	うち教職調整額	うち切替に伴う差額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特勤手当	その他	合計	
全給料表	20年	円					円	円	円	円	円	円	
		377,976	1,919	6,864	9,524	6,270	11,899	312	3,452	4,816	1,907	406,632	
	354,312		6,462	8,910	4,982		288		4,517		381,357		
	19年	380,593	1,909	6,817	13,281	6,515	11,670	370	3,380	4,772	2,368	409,668	
		356,754		6,419	12,180	5,980		346		4,483		384,981	
行政職	20年	355,432	184		9,766	7,559		513		3,554		384,437	
		332,800			9,135	5,958	13,211	477	2,311	3,345	1,857	359,959	
	19年	357,132	194		12,902	7,812		457		3,391		385,606	
		334,378			12,063	7,150	12,744	427	2,260	3,193	1,810	361,962	
	(中小学校事務職)	20年	358,942			13,158				7,492		377,565	
			337,406			12,368		8,390		7,081		355,618	
		19年	365,827			16,069				7,350		384,289	
			343,877			15,105		8,662		2,450	6,946		361,935
公安職	20年	347,389	44		9,110	3,548		123		3,915		375,937	
		325,999			8,542	2,797	15,251	118	1,304	3,615	4,407	353,491	
	19年	353,289	70		12,450	3,640		102		3,768		382,384	
		331,547			11,675	3,332	15,355	97	1,520	3,560	4,710	360,121	
海事職	20年	344,757			8,907					13,971		379,590	
		324,072			8,373		15,176		3,130	13,259	2,556	358,193	
	19年	348,640			11,211					13,175		380,579	
		327,722			10,538		15,702		1,851	12,502	1,211	358,988	
研究職	20年	357,474			8,585	5,351				2,332		384,802	
		335,068			8,033	4,281	13,923		4,133	2,201	1,589	361,195	
	19年	359,948			11,816	5,606				2,616		387,712	
		337,367			11,056	5,158	13,799		3,665	2,461	2,078	364,528	
医療職(1)	20年	510,004			17,438	49,308		74,777		4,066		862,868	
		471,063			15,940	38,529	15,896	68,406	5,563	3,755	203,254	806,466	
	19年	460,680			14,811	24,664		59,955		2,358		798,156	
		428,649			13,657	22,493	14,283	56,044	3,087	2,182	233,129	759,867	
医療職(2)	20年	354,244	1,306		12,742	4,393				5,474		377,048	
		332,253			11,927	3,514	7,493		2,317	5,143	3,127	353,847	
	19年	358,586	1,262		15,657	3,947				5,752		380,258	
		336,453			14,672	3,631	7,159		2,084	5,405	2,730	357,462	
	(中小学校栄養職)	20年	365,480			14,337					7,197		379,077
			343,551			13,476		4,133		2,267	6,788		356,739
		19年	370,287			17,471					7,158		383,278
			348,069			16,423		3,722		2,111	6,748		360,650
医療職(3)	20年	359,560			12,323					4,732		368,642	
		337,986			11,583		3,264		757	4,494	329	346,830	
	19年	381,653			17,939					5,297		390,870	
		358,754			16,862		2,589		1,331	5,029		367,703	
高等学校等 教育職	20年	393,939	6,790	13,742	7,366	3,193				3,114		417,464	
		370,196		12,948	6,909	2,554	10,941		5,347	2,933	930	392,901	
	19年	395,352	6,805	13,746	11,642	3,309		29		3,164		418,782	
		371,523		12,956	10,916	3,044	10,639	28	5,322	2,979	967	394,502	
中学校及び 小学校教育職	20年	400,548	1,980	12,361	10,264	7,416				6,870		430,006	
		375,283		11,634	9,589	5,933	10,318		4,251	6,439	603	402,827	
	19年	403,608	1,922	12,393	14,529	7,853				6,956		433,294	
		378,114		11,662	13,581	7,225	10,189		4,107	6,517	581	406,733	

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 特勤手当の欄は、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職(以下「教職員」という。)においてはへき手当及びへき手当に準ずる手当の合計額である。

3 その他は、初任給調整手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 19	人 67	人 215	人 124	人 548	人 484	人 1,457	円 55,145 43,816	円 6,270 4,982
行政職	19	50	118	13	126	185	511	58,271 45,924	7,559 5,958
公安職		13	41	16			70	73,806 58,173	3,548 2,797
海事職							0	0 0	0 0
研究職			1		14	11	26	50,627 40,502	5,351 4,281
医療職(1)		4	7		2		13	91,031 71,131	49,308 38,529
医療職(2)					10	3	13	47,985 38,388	4,393 3,514
医療職(3)							0	0 0	0 0
高等学校等 教育職			17	27	50	23	117	56,682 45,346	3,193 2,554
中学校及び 小学校教育職			31	68	346	262	707	50,421 40,337	7,416 5,933

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	2,372人	913人	1,459人
2人	2,367	923	3,811
3人	1,909	1,182	4,545
4人	694	588	2,188
5人	123	111	504
6人	14	12	72
計	7,479	3,729	12,579

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
全給料表	7,479人	2.2人	20,389円	11,899円
行政職	2,518	2.2	20,666	13,211
公安職	994	2.2	22,340	15,251
海事職	39	2.2	21,013	15,176
研究職	163	2.2	21,012	13,923
医療職(1)	16	2.4	23,844	15,896
医療職(2)	63	1.7	16,889	7,493
医療職(3)	14	1.8	16,321	3,264
高等学校等教育職	1,142	2.2	19,899	10,941
中学校及び小学校教育職	2,530	2.2	19,605	10,318

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分							職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	職員						配偶者等	受給者	非受給者	合計		
	自宅	借家等	手当月額 11,000円 未満	手当月額 11,000円 以上 27,000円 未満	手当月額 27,000円 以上	小計						
全給料表	人 803	人 1,704	12	743	949	2,507	人 28	人 2,531	人 10,284	人 12,815	円 17,480	円 3,452
行政職	264	342	2	155	185	606	8	614	3,325	3,939	14,824	2,311
公安職	58	66		43	23	124	13	136	1,320	1,456	13,963	1,304
海事職		7		3	4	7		7	47	54	24,143	3,130
研究職	27	38	1	13	24	65	1	66	180	246	15,405	4,133
医療職(1)	2	5		2	3	7		7	17	24	19,071	5,563
医療職(2)	4	15		9	6	19		19	123	142	17,316	2,317
医療職(3)	1	2		1	1	3		3	67	70	17,667	757
高等学校等 教育職	139	422		145	277	561	2	563	1,514	2,077	19,727	5,347
中学校及び 小学校教育職	308	807	9	372	426	1,115	4	1,116	3,691	4,807	18,310	4,251

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、職員小計と配偶者等の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 405 3.2%	人 9,085 70.9%	人 677 5.3%	人 5 0.0%	人 75 0.6%	人 10,247 80.0%	人 2,568 20.0%	人 12,815 100.0%	円 9,194	円 7,352
行政職	330 8.4%	2,114 53.7%	392 10.0%	2 0.1%	50 1.3%	2,888 73.3%	1,051 26.7%	3,939 100.0%	9,941	7,288
公安職	24 1.6%	544 37.4%	211 14.5%		2 0.1%	781 53.6%	675 46.4%	1,456 100.0%	4,663	2,501
海事職		25 46.3%	1 1.9%			26 48.1%	28 51.9%	54 100.0%	7,977	3,841
研究職	10 4.1%	197 80.1%	21 8.5%	1 0.4%	4 1.6%	233 94.7%	13 5.3%	246 100.0%	9,924	9,399
医療職(1)	3 12.5%	16 66.7%		1 25.0%		20 83.3%	4 16.7%	24 100.0%	12,847	10,706
医療職(2)	1 0.7%	102 71.8%	4 2.8%			107 75.4%	35 24.6%	142 100.0%	12,070	9,095
医療職(3)		48 68.6%	3 4.3%			51 72.9%	19 27.1%	70 100.0%	9,696	7,064
高等学校等 教育職	24 1.2%	1,710 82.3%	17 0.8%	1 0.0%	5 0.2%	1,757 84.6%	320 15.4%	2,077 100.0%	10,693	9,045
中学校及び 小学校教育職	13 0.3%	4,329 90.1%	28 0.6%		14 0.3%	4,384 91.2%	423 8.8%	4,807 100.0%	8,785	8,012

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
	手当受給職員数	人 405	人 9,085	人 677	人 5	人 57	人 18	人 10,247
運賃等 相当額	10,000円以下	人 232				人 3	人 6	人 241
	10,001円以上 20,000円以下	158				43	10	211
	20,001円以上 30,000円以下	11				9	1	21
	30,001円以上 40,000円以下	3						3
	40,001円以上 50,000円以下					1		1
	50,001円以上 55,000円以下					1		1
	55,001円以上	1					1	2
	計	405				57	18	480
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,611				円 16,866	円 15,730	円 11,546
使 用 距 離	4km未満		人 1,437	人 426	人	人 24	人 13	人 1,900
	4km以上 6km未満		1,220	163	1	9	5	1,398
	6km以上 10km未満		1,754	74	2	18		1,848
	10km以上 14km未満		1,038	13	1	4		1,056
	14km以上 18km未満		739			1		740
	18km以上 22km未満		610		1	1		612
	22km以上 26km未満		488					488
	26km以上 30km未満		347					347
	30km以上 34km未満		358					358
	34km以上 38km未満		351	1				352
	38km以上 42km未満		238					238
	42km以上 46km未満		191					191
	46km以上 50km未満		89					89
	50km以上 54km未満		80					80
	54km以上 58km未満		53					53
	58km以上 62km未満		38					38
	62km以上 66km未満		19					19
	66km以上 70km未満		11					11
	70km以上 74km未満		14					14
	74km以上 78km未満		4					4
78km以上		6					6	
	計		9,085	677	5	57	18	9,842
	受給職員平均支給額		円 9,626	円 1,424	円 8,375	円 4,846	円 1,194	円 9,018

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1箇月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全給料表	人 23	人 10	人 1	人 9	人	人 1	人 24	人 68	円 58,737 54,315	円 312 288
行政職	21	9	1	7		1		39	51,795 48,219	513 477
公安職	2	1		2				5	35,893 34,220	123 118
海事職								0	0 0	0 0
研究職								0	0 0	0 0
医療職(1)							24	24	74,777 68,406	74,777 68,406
医療職(2)								0	0 0	0 0
医療職(3)								0	0 0	0 0
高等学校等 教育職								0	0 0	0 0
中学校及び 小学校教育職								0	0 0	0 0

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分 項 目	平成 20 年	平成 19 年
	円	円
給 料	356,102	357,899
管 理 職 手 当	7,586	7,843
扶 養 手 当	13,258	12,794
地 域 手 当	515	458
住 居 手 当	2,310	2,259
特 地 勤 務 手 当	3,557	3,366
そ の 他	1,863	1,818
合 計	385,191 (360,663)	386,437 (362,740)

適 用 人 員	3,925 人	4,038 人
平 均 年 齢	44.3 歳	44.0 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 5 その他は、初任給調整手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成20年4月1日 付 け 退 職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	52	174		226
行 政 職	19	34		53
公 安 職	1	2		3
海 事 職	1			1
研 究 職	1	1		2
医 療 職 (1)				0
医 療 職 (2)		2		2
医 療 職 (3)		1		1
高 等 学 校 等 教 育 職	14	63		77
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	16	71		87

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
全 給 料 表	人 3	人 11	人 1	人	人 2	人 1	人	人	人	人 18
行 政 職 (中 小 学 校 事 務 職)			1 1							1 1
公 安 職					2	1				3
海 事 職										0
研 究 職										0
医 療 職 (1)										0
医 療 職 (2) (中 小 学 校 栄 養 職)										0 0
医 療 職 (3)										0
高 等 学 校 等 教 育 職	3	11								14
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職										0

その2 短時間勤務職員

該当なし

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成20年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成20年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された241事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から124事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した124事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く120事業所である。

イ 調査実人員 4,769人

内訳 初任給関係 261人（うち行政職に相当する職種 246人）

上記以外 4,508人（うち行政職に相当する職種3,514人）

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 120	事業所 34	事業所 51	事業所 35
漁 業	1	0	0	1
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	19	2	5	12
製 造 業	56	13	25	18
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	17	11	4	2
卸 売 業、小 売 業	8	1	5	2
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	6	3	3	0
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービス業	13	4	9	0

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職 員 の 職 務 の 級	民 間 の 従 業 員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9 級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8 級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7 級			
6 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5 級			
4 級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3 級			
2 級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1 級			
	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
9 級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8 級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7 級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6 級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5 級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4 級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務
2 級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1 級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長… { 2課以上又は構成員20人以上の部の長
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長… { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理… { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
課長に直属し部下4人以上を有する者
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長… { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者
職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
支店長	6	54.8	643,145	-	643,145
大学卒	2	57.5	736,600	-	736,600
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	3	55.3	622,885	-	622,885
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	10	51.2	612,515	-	612,515
大学卒	4	49.9	734,348	-	734,348
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	5	53.5	555,579	-	555,579
中学校卒	-	-	-	-	-
事務部長	80	52.6	548,954	5,250	543,704
大学卒	52	52.7	534,560	8,048	526,512
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	26	52.2	555,944	-	555,944
中学校卒	1	*	*	*	*
技術部長	70	53.0	522,818	4,052	518,766
大学卒	28	51.6	581,630	-	581,630
短大卒	10	54.6	526,135	-	526,135
高校卒	29	53.3	484,126	9,185	474,941
中学校卒	3	56.8	422,781	-	422,781
事務部次長	50	50.6	478,310	12,238	466,072
大学卒	39	50.2	461,689	13,621	448,068
短大卒	3	50.7	519,012	24,334	494,678
高校卒	7	51.6	544,148	-	544,148
中学校卒	1	*	*	*	*
技術部次長	23	50.8	485,055	-	485,055
大学卒	9	49.6	559,648	-	559,648
短大卒	5	51.3	449,906	-	449,906
高校卒	9	51.6	442,737	-	442,737
中学校卒	-	-	-	-	-

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成20年4月分平均支給額の欄を「*」としている。(以下本表において同じ。)

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
			きま って支 給 する 給与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B
事務課長	185	47.6	471,166	4,570	466,596
大学卒	109	46.2	490,379	6,556	483,823
短大卒	9	45.2	389,872	-	389,872
高校卒	66	50.2	452,229	2,095	450,134
中学卒	1	*	*	*	*
技術課長	169	47.3	470,157	6,159	463,998
大学卒	70	45.0	536,751	6,952	529,799
短大卒	27	46.3	453,616	5,922	447,694
高校卒	68	49.3	419,364	5,936	413,428
中学卒	4	51.6	475,746	-	475,746
事務課長代理	32	47.1	416,667	9,143	407,524
大学卒	17	46.6	397,408	3,674	393,734
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	14	48.0	437,046	13,757	423,289
中学卒	-	-	-	-	-
技術課長代理	48	45.4	515,941	39,317	476,624
大学卒	16	40.3	527,163	26,387	500,776
短大卒	5	40.3	423,542	-	423,542
高校卒	18	47.6	515,172	32,972	482,200
中学卒	9	52.8	556,447	103,118	453,329
事務係長	237	43.3	371,963	44,644	327,319
大学卒	75	40.5	379,636	43,925	335,711
短大卒	38	42.5	355,652	28,132	327,520
高校卒	118	45.1	368,582	48,818	319,764
中学卒	6	48.4	458,544	80,585	377,959
技術係長	270	45.6	478,623	89,404	389,219
大学卒	75	42.1	469,147	80,848	388,299
短大卒	36	44.1	481,487	87,091	394,396
高校卒	124	46.3	455,963	77,839	378,124
中学卒	35	49.0	538,549	126,322	412,227

区分 職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B	
		人	歳	円	円	円	
事	務主任	199	41.2	320,253	45,395	274,858	
	大学卒	62	38.0	327,271	53,464	273,807	
	短大卒	28	36.8	277,544	25,325	252,219	
	高校卒	105	43.6	326,224	45,686	280,538	
	中学卒	4	57.5	367,019	62,001	305,018	
技	術主任	246	39.6	375,924	58,673	317,251	
	大学卒	76	36.6	405,406	81,857	323,549	
	短大卒	36	36.6	370,018	55,848	314,170	
	高校卒	129	41.8	360,378	45,279	315,099	
	中学卒	5	54.1	351,613	55,471	296,142	
事	務係員	1,074	35.7	258,533	30,233	228,300	
	大学卒	306	32.5	286,980	40,646	246,334	
	短大卒	211	33.4	244,584	25,977	218,607	
	高校卒	544	38.0	247,272	25,949	221,323	
	中学卒	13	52.4	288,768	34,408	254,360	
	技	術係員	815	31.0	285,240	51,631	233,609
		大学卒	289	29.6	299,223	54,070	245,153
		短大卒	147	29.6	299,223	54,070	245,153
		高校卒	365	31.9	278,672	50,672	228,000
		中学卒	14	54.2	289,769	27,883	261,886

2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人 5	歳 56.2	円 667,621	円 -	円 667,621
工場長	4	54.6	900,078	-	900,078
事務部長	37	52.9	682,706	-	682,706
技術部長	19	49.3	718,024	-	718,024
事務部次長	11	52.3	581,244	-	581,244
技術部次長	8	48.9	728,694	-	728,694
事務課長	99	47.8	542,233	2,688	539,545
技術課長	79	46.7	601,917	6,755	595,162
事務課長代理	5	55.7	534,828	5,045	529,783
技術課長代理	35	46.6	589,219	56,831	532,388
事務係長	117	45.4	451,618	69,240	382,378
技術係長	168	46.5	550,709	118,561	432,148
事務主任	63	43.8	400,274	81,470	318,804
技術主任	97	38.2	465,859	104,233	361,626
事務係員	451	35.5	298,505	44,364	254,141
技術係員	423	28.8	296,898	60,500	236,398

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	1人	歳*	円*	円*	円*
工場長	5	47.2	467,182	-	467,182
事務部長	38	53.3	476,640	9,529	467,111
技術部長	30	54.3	477,908	-	477,908
事務部次長	39	50.2	454,812	15,031	439,781
技術部次長	10	51.8	410,378	-	410,378
事務課長	75	48.3	423,988	7,106	416,882
技術課長	46	47.6	419,885	-	419,885
事務課長代理	26	46.5	407,764	10,142	397,622
技術課長代理	4	39.3	364,343	-	364,343
事務係長	106	42.0	317,629	26,908	290,721
技術係長	69	44.4	362,674	46,889	315,785
事務主任	118	40.9	304,169	36,181	267,989
技術主任	71	40.3	342,221	42,982	299,239
事務係員	464	35.7	237,285	22,659	214,626
技術係員	263	32.5	265,087	42,935	222,152

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平 均 年 齢	平成20年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間 外手当 B	A－B
支 店 長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
工 場 長	1	*	*	*	*
事 務 部 長	5	46.2	428,097	-	428,097
技 術 部 長	21	53.6	462,203	11,959	450,244
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-
技 術 部 次 長	5	50.6	421,448	-	421,448
事 務 課 長	11	42.3	350,711	-	350,711
技 術 課 長	44	47.6	352,962	11,010	341,952
事 務 課 長 代 理	1	*	*	*	*
技 術 課 長 代 理	9	44.4	367,179	5,026	362,153
事 務 係 長	14	40.3	299,410	28,840	270,570
技 術 係 長	33	43.6	347,445	28,159	319,286
事 務 主 任	18	36.9	230,943	16,718	214,225
技 術 主 任	78	40.4	310,266	24,414	285,852
事 務 係 員	159	36.2	205,779	11,760	194,019
技 術 係 員	129	37.3	276,356	31,448	244,908

その2 給与比較の対象外職種
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間 外手当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
電話交換手	1	*	*	*	*
自家用乗用自動車運転手	6	48.5	306,951	29,325	277,626
守衛	6	57.3	394,569	99,319	295,250
用務員	1	*	*	*	*
研究所長	1	*	*	*	*
研究部(課)長	13	47.5	603,616	-	603,616
研究室(係)長	-	-	-	-	-
主任研究員	20	47.5	507,927	1,602	506,325
研究員	43	36.1	313,305	35,639	277,666
研究補助員	19	39.2	343,663	41,721	301,942
病院長	3	55.1	1,416,022	115,103	1,300,919
副院長	4	51.1	1,197,713	88,696	1,109,017
医科長	15	49.0	1,213,461	226,245	987,216
医師	44	37.6	857,299	98,979	758,320
歯科医師	1	*	*	*	*
薬局長	7	46.4	506,053	82,692	423,361
薬剤師	24	32.0	318,516	41,712	276,804
診療放射線技師	29	40.3	377,458	45,870	331,588
臨床検査技師	44	43.3	379,859	41,015	338,844
栄養士	43	34.3	263,041	11,554	251,487
理学療法士	55	30.1	275,952	12,211	263,741
作業療法士	58	29.2	261,686	9,754	251,932
総看護師長	8	53.2	477,398	8,414	468,984
看護師長	122	47.6	417,839	46,632	371,207
看護師	240	37.5	322,607	39,759	282,848
准看護師	187	45.5	312,283	48,602	263,681

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	185,063	* 191,056	* 173,731
		短大卒	* 161,182	* 156,500	* 161,470
		高校卒	142,789	* 151,865	* 139,205
	新卒技術者	大学卒	* 196,869	* 198,969	* 187,581
		短大卒	* 172,233	* 173,599	* 171,348
		高校卒	* 152,419	* 153,229	* 146,307
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	189,224	194,255	* 176,846
		短大卒	166,792	* 171,461	165,412
		高校卒	150,288	* 153,115	141,797
その他	準新卒薬剤師	大学卒	* 177,849	x	x
	準新卒看護師	短大卒	* 199,800	* 199,800	-
	準新卒准看護師	高校卒	* 156,549	x	* 159,990

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成19年度中に資格免許を取得し、平成20年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成17年3月大学卒業後、平成17年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を終了した後、平成20年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	34.4	(23.0)	(77.0)	-	65.6
	500人以上	84.4	(15.6)	(84.4)	-	15.6
	500人未満	22.2	(29.8)	(70.2)	-	77.8
高校卒	計	33.7	(25.8)	(74.2)	-	66.3
	500人以上	76.0	(22.9)	(77.1)	-	24.0
	500人未満	23.4	(28.1)	(71.9)	-	76.6

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度無し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		88.4%	(49.8)	(84.5)	(57.2)	11.6%
	500人以上		76.8%	(64.6)	(81.8)	(59.9)	23.2%
	500人未満 100人以上		92.7%	(60.8)	(75.0)	(52.2)	7.3%
	100人未満		91.2%	(29.0)	(96.8)	(61.3)	8.8%
課長級	計		79.8%	(44.4)	(84.5)	(55.7)	20.2%
	500人以上		54.3%	(52.1)	(80.2)	(77.2)	45.7%
	500人未満 100人以上		87.8%	(53.5)	(75.3)	(45.1)	12.2%
	100人未満		87.9%	(31.0)	(96.6)	(58.6)	12.1%

(注) 1 () 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。
2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,919 円
配偶者と子1人	15,740
配偶者と子2人	21,214

(注) 1 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
2 支給月額は、家族手当が平成18年以降改定された事業所について算出した。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	41.3 %
非支給	58.7
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	22,000円以上23,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (a)
	上半期 (b)	323,839 円	227,922 円
特別給の支給額	下半期 (A)	712,621 円	462,620 円
	上半期 (B)	590,809 円	373,335 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	2.19 月分	2.04 月分
	上半期 (B/b)	1.82 月分	1.64 月分
年 間	計	4.01 月分	3.68 月分

- (注) 1 下半期とは平成19年8月から平成20年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	課 長 級		係 員	
	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
企業規模				
	%	%	%	%
規 模 計	45.0	55.0	55.7	44.3
500人以上	36.7	63.3	66.5	33.5
100人以上500人未満	57.1	42.9	61.7	38.3
100人未満	36.2	63.8	40.1	59.9

3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成20年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費 I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、人事院が算定した全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、人事院が算定した費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,230円	36,650円	47,300円	57,950円	68,590円
住居関係費	26,340	59,880	52,250	44,610	36,980
被服・履物費	4,900	7,000	8,390	9,770	11,160
雑費 I	30,160	50,150	67,840	85,540	103,230
雑費 II	13,100	28,210	32,310	36,410	40,520
計	99,730	181,890	208,090	234,280	260,480

その2 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	21,410円	31,110円	40,140円	49,180円	58,220円
住居関係費	31,070	70,630	61,630	52,620	43,620
被服・履物費	6,350	9,070	10,870	12,660	14,450
雑費 I	22,750	37,830	51,180	64,530	77,880
雑費 II	17,760	38,240	43,810	49,360	54,930
計	99,340	186,880	207,630	228,350	249,100

第30表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成18年度	平成19年度	平成19年4月	5月	6月	7月	
雇 用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比 (%)	0.8	1.7	1.1	1.3	1.5	1.5	
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	1.06	1.02	1.05	1.06	1.07	1.06	
		島根県	(倍)	0.90	0.91	0.91	0.93	0.93	0.95	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	4.1	3.8	3.9	3.8	3.7	3.6	
賃 金 ・ 労 働 時 間	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	301.9	300.6	302.8	298.2	300.0	299.7	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.5	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	
		島根県	(千円)			256.3	252.1	256.9	254.5	
			前年度比・ 前年同月比 (%)			3.8	2.7	3.4	4.3	
	⑤ うち所定内給与	全 国	(千円)	275.6	274.3	275.6	272.5	274.5	274.2	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.3	0.6	0.1	0.6	0.3	0.7	
		島根県	(千円)			235.0	232.9	237.1	234.1	
			前年度比・ 前年同月比 (%)			1.9	1.2	1.8	2.4	
	⑥ うち所定外給与	全 国	(千円)	26.3	26.3	27.2	25.7	25.6	25.5	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	2.0	1.0	2.2	1.1	0.2	△ 0.3	
		島根県	(千円)			21.2	19.2	19.8	20.4	
			前年度比・ 前年同月比 (%)							
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)	153.5	154.2	158.0	151.5	159.5	157.4		
		島根県	(時間)			161.3	150.7	164.2	159.9	
	⑧ うち所定外 労働時間数	全 国	(時間)	13.0	13.4	14.0	12.9	13.1	13.2	
			島根県	(時間)			11.1	9.7	9.7	10.7
生 計 費	⑨ 消費支出 (名目)	全 世 帯	全 国	(千円)	295.3	297.1	316.1	292.4	279.7	292.2
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 1.9	0.6	0.8	0.1	△ 0.5	△ 0.3
		勤 労 者 世 帯	松江市	(千円)	302.1	302.5	349.3	281.8	291.6	284.2
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 6.3	0.1	4.9	△ 3.7	△ 3.5	△ 9.7
			全 国	(千円)	320.0	322.8	341.5	312.1	298.9	323.5
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 2.6	0.9	△ 0.1	0.6	△ 1.1	0.5
松江市	(千円)	319.6	314.4	343.8	301.3	326.1	288.8			
	前年比・ 前年同月比 (%)	△ 9.3	△ 1.6	△ 4.1	△ 4.7	△ 0.8	△ 11.1			
物 価	⑩ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.2	0.4	0.0	0.0	△ 0.2	0.0	
		松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.4	0.3	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7	0.0	
	⑪ 国内企業物価指数			前年度比・ 前年同月比 (%)	2.0	2.3	1.9	1.7	1.8	1.9

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率は平成17年を100とした指数をもとに算出している。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の平成18年度、19年度の欄は、それぞれ平成18暦年、19暦年の数値である。
 4 ⑨の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
1.5	1.4	1.6	2.0	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.05	1.04	1.02	1.00	0.98	0.98	0.97	0.95	0.93	0.92	厚生労働省
0.95	0.94	0.91	0.89	0.87	0.87	0.88	0.86	0.86	0.89	
3.8	4.0	3.9	3.8	3.8	3.8	3.9	3.8	4.0	4.0	総務省 (労働力調査)
298.4	299.2	300.9	301.6	302.0	299.2	301.7	303.2	305.3	299.8	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.6	0.4	0.3	0.8	0.7	0.6	1.3	1.3	0.8	0.5	
253.7	253.8	255.5	256.3	255.6	254.3	258.5	259.0	257.9	253.4	
3.4	2.3	3.2	3.1	2.4	2.4	2.4	2.5	0.6	0.5	
272.9	273.7	274.4	274.5	274.7	273.4	275.3	276.1	278.0	274.3	
0.5	0.4	0.2	0.8	0.9	0.7	1.2	1.1	0.9	0.6	
233.1	233.9	235.1	234.6	233.7	233.2	237.8	238.0	237.2	235.0	
1.8	0.9	1.6	1.2	0.8	2.3	2.8	3.1	1.0	0.9	
25.5	25.5	26.4	27.1	27.2	25.8	26.4	27.1	27.2	25.6	
1.1	1.3	1.6	0.5	△ 0.7	△ 0.4	1.8	3.3	0.2	△ 0.8	
20.7	19.9	20.4	21.7	21.9	21.1	20.7	21.0	20.7	18.4	
152.1	151.3	156.4	160.2	153.2	142.9	154.2	153.9	158.3	150.8	
153.9	156.0	160.1	165.5	156.8	141.8	160.3	158.9	162.2	150.0	
12.8	13.3	13.6	13.8	13.9	12.8	13.4	13.9	13.7	12.8	
10.5	10.1	10.7	11.9	11.3	10.4	10.9	11.6	10.8	9.5	
294.0	279.8	297.7	281.4	351.0	309.5	275.6	312.1	311.3	289.1	総務省 (家計調査)
0.8	2.7	0.7	△ 1.0	2.5	4.2	1.9	△ 0.5	△ 1.5	△ 1.1	
277.7	336.5	280.1	290.2	375.6	296.0	270.1	328.7	302.0	305.1	
△ 8.3	38.0	△ 4.1	4.7	18.6	△ 0.3	1.2	9.8	△ 13.5	8.3	
322.1	310.5	327.1	302.9	379.1	340.4	297.4	340.5	343.1	314.3	
2.8	5.6	2.6	△ 1.0	2.7	4.0	2.4	0.5	0.5	0.7	
265.7	315.3	271.6	282.3	370.9	305.9	254.4	325.4	347.0	310.9	
△ 12.3	24.1	△ 10.2	1.0	5.2	△ 10.8	△ 20.6	△ 5.2	0.9	3.2	
△ 0.2	△ 0.2	0.3	0.6	0.7	0.7	1.0	1.2	0.8	1.3	総務省
0.0	△ 0.2	0.1	0.7	1.1	0.9	0.7	1.2	1.3	2.0	
1.6	1.3	2.0	2.3	2.7	3.0	3.5	3.9	3.9	4.8	日本銀行

4 人事管理関係

第31表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
知事部局等	10.1	10.3	11.3	11.2
警察	6.2	6.1	6.3	6.5
高校等	10.7	11.2	11.5	11.0
小中学校等	12.4	12.7	12.4	11.4
全所属	10.6	10.9	11.1	10.7

(勤務条件等実態調査)

その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
知事部局等	3.4	3.5	3.6	3.6
警察	2.9	2.8	3.1	3.3
高校等	3.1	3.4	3.4	3.3
小中学校等	3.8	3.8	3.8	3.9
全所属	3.5	3.5	3.6	3.6

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

第32表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
知事部局等	62(0)	71(2)	76(1)	32(0)
警察	9(0)	5(0)	8(0)	6(0)
高校等	50(0)	47(1)	65(1)	57(1)
小中学校等	101(1)	99(5)	92(0)	73(0)
全所属	222(1)	222(8)	241(2)	168(1)

その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
知事部局等	4(1)	7(0)	15(2)	4(3)
警察	1(1)	0(0)	0(0)	3(2)
高校等	3(0)	2(1)	4(0)	3(0)
小中学校等	10(1)	9(1)	9(2)	9(2)
全所属	18(3)	18(2)	28(4)	19(7)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 3 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年度より病院局の職員は計上していない。

第33表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
知事部局等	235	237	179	187
うち精神疾患	45	49	40	38
警察	57	50	38	53
うち精神疾患	6	13	5	10
高校等	180	242	237	270
うち精神疾患	33	34	24	25
小中学校等	328	356	374	312
うち精神疾患	44	48	52	39
全所属	800	885	828	822
うち精神疾患	128	144	121	112

(勤務条件等実態調査)

その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
知事部局等	6	8	15	26
うち精神疾患	3	8	10	17
警察	1	0	2	0
うち精神疾患	0	0	0	0
高校等	18	24	26	23
うち精神疾患	14	18	19	18
小中学校等	22	22	33	39
うち精神疾患	16	16	21	30
全所属	47	54	76	88
うち精神疾患	33	42	50	65

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 人数は、各年(1月1日から12月31日)における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合は何れの表にも計上している。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く)
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

5 勧告による改定の概要

(1) 給与の改定内容

ア 初任給調整手当（最高支給限度額）

区 分	現 行	勧 告	現行との比較
医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師	最高 306,900円	最高 410,900円	104,000円

イ 小・中学校に新たに設置される主幹教諭の処遇

(ア) 中学校及び小学校教育職給料表の改定

- ・第2章「職員の給与に関する勧告」別記第1のとおり

(イ) 諸手当等について所要の措置

- ・主幹教諭に教職調整額を支給
- ・主幹教諭の期末手当・勤勉手当における役職段階別加算割合：10%

ウ 地域手当

級 地 (支給割合)	支給地域	平成20年度の 暫定的な支給割合	平成21年度の 暫定的な支給割合
1級地 (18%)	東京都 特別区	16	17
2級地 (15%)	大阪府 大阪市	13 ※	14 ※
4級地 (10%)	広島県 広島市	7	9

(注) 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

(2) 改定の実施時期

改定は、平成21年4月1日から実施

[参 考]

・職員の平均給与月額（行政職 平均年齢44.2歳）

給与月額	384,437 円 (359,959 円)
------	--------------------------

(注) 1 上段は、特例条例による減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 本年度の新規学卒の採用者を含む数値であり、民間給与との比較に用いた数値とは一致しない。

・モデル給与例

役 職	年齢	扶養者	給与月額	年間給与
主事・技師	25	なし（独身者）	188,800 円	3,068 千円
主任	30	配偶者	254,500	4,168
	35	配偶者・子1人	306,500	5,013
企画員	40	配偶者・子2人	378,800	6,268
	45	配偶者・子2人	397,500	6,580
グループリーダー	50	配偶者・子2人	426,400	7,052
課長	55	配偶者・子2人	522,000	8,415
部長	55	配偶者・子2人	679,200	11,398

(注) 1 給与月額は、給料（特例条例による減額措置前）、扶養手当、管理職手当を基礎に算出。

2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子

給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント～月例給、ボーナスともに本年は水準改定なし
- ① 民間給与との較差(0.04%)が極めて小さいことから、月例給の水準改定は行わないが、医師の給与については特別に改善
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- ③ 給与構造改革の着実な実施—本府省業務調整手当を新設

I 給与勧告の基本的考え方

〈給与勧告の意義と役割〉 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

〈民間準拠の考え方〉 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,000民間事業所の約44万人の個人別給与を实地調査(完了率89.0%)

※ 調査対象事業所数を約900事業所増加させ、企業規模100人未満の事業所もより綿密に調査

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 136円 0.04% [行政職(一)…現行給与 387,506円 平均年齢 41.1歳]

※ 俸給表については較差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勘案して、本年は月例給の水準改定を行わない

○医師の給与の特別改善(平成21年4月1日実施)

国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定(年間給与を独立行政法人国立病院機構並みに平均で約11%引上げ)

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 公務の支給月数(4.50月)とおおむね均衡

2 その他の課題

(1) 住居手当 自宅に係る住居手当は来年の勧告に向けて廃止を検討

借家・借間に係る住居手当は高額家賃負担職員の実情を踏まえ、引き続き検討

(2) 単身赴任手当 経済的負担の実情、民間の同種手当の支給状況を考慮して改善を検討

(3) 非常勤職員の給与 各庁の長が給与を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定

非常勤職員の問題は、今後は政府全体としてその在り方をどのようにしていくのか幅広く検討を進めていく必要

Ⅲ 給与構造改革

- ・ 俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきており、地域間給与配分の見直しや年功的な給与上昇の抑制などを着実に実施
- ・ 給与構造改革期間終了後は、地域間の配分の在り方の検討、給与における能力・実績主義を一層推進する観点から必要に応じた見直しの検討、これらに加え、60歳台前半における雇用問題の検討に併せて60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方についても検討することとし、これらの諸課題に対応すべく総合的な検討を行っていく必要があり、その準備を進める

1 平成21年度において実施する事項

(1) 本府省業務調整手当の新設

国家行政施策の企画・立案、諸外国との折衝、関係府省との調整、国会対応等の本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、近年、各府省において本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、現行の本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設（平成21年4月1日実施）

- ・ 行政職俸給表(一)適用職員の手当額

課長補佐…現行の俸給の特別調整額の額に、当該額に100分の18（平成21年度は100分の17）を乗じて得た額を加えた額に相当する定額

係長以下…各職務の級の人員分布の中位に当たる号俸の俸給月額に、係長にあつては100分の4（平成21年度は100分の2）、係員にあつては100分の2（平成21年度は100分の1）を乗じて得た額に相当する定額

(2) 地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定

2 勤務実績の給与への反映の推進

新たな人事評価制度の導入に伴い、以下のとおり措置

- ・ 直近の評価結果等を昇給や勤勉手当の勤務成績判定、期末特別手当に活用
- ・ 評価結果に基づく勤務成績が不良である者に対して降給・降格の仕組みを整備

人事評価の実施後、評価結果が確定したときには、直ちにこれを活用するものとするよう措置。本府省以外の職員に係る活用は、直ちに活用できる場合を除き、その1年後から開始

勤務時間に関する勧告の骨子

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定（平成21年4月実施）

- ・ 職員の勤務時間は民間と均衡させるべきもの。民間の労働時間は職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で安定
- ・ 勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コスト増加を招かないことが基本。公務能率の一層の向上に努める必要
- ・ 勤務時間の短縮は、仕事と生活の調和にも寄与

（これまでの経緯）

職員の勤務時間は、現在、1日8時間、1週40時間。近年の民間企業の所定労働時間の状況にかんがみ、昨年の勧告時の報告で、本年を目途として勤務時間見直しの勧告を行うこととしたい旨言及。

1 民間企業の所定労働時間の状況

- ・ 勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、民間と均衡させることが基本。その際、勤務時間は業務運営の基礎であり、民間企業の所定労働時間のすう勢を見極めることが必要。
- ・ 企業規模・事業所規模50人以上の事業所を対象として事務・管理部門の所定労働時間を調査。
- ・ 本年の調査結果は1日7時間45分、1週38時間49分。平成16年から本年までの調査結果は安定的に推移しており、その平均は1日7時間44分、1週38時間48分。職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着。
- ・ 多くの民間企業が、労働時間管理のため、区切りの良い15分刻みで所定労働時間を設定。

2 行政サービスの維持

- ・ これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことが基本。
- ・ 各府省は、業務の合理化・効率化や勤務体制の見直し等により、現在の予算や定員の範囲内で、業務遂行に影響を与えることなく対応が可能。
- ・ 職員一人一人が仕事の進め方や働き方を点検するなど、公務能率の一層の向上に努める必要。

3 仕事と生活の調和

- ・ 勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に寄与。

4 勤務時間の改定

- ・ 職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当。
- ・ これに伴い、船員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員の勤務時間について所要の措置を講ずる。
- ・ 平成21年4月1日から実施。

公務員制度改革及び公務員人事管理に関する報告の骨子

中立・公正性の確保、基本権制約の代償の役割を担う中立第三者機関・専門機関として積極的に改革に取り組

I 公務員制度改革に関する基本認識

国民本位の公務員制度改革を進めるに当たり、次の4点の実現が肝要

- 第1 公務及び公務員に対する国民の信頼の回復が急務
 - ・ 人事管理システム全体の総点検により早急な信頼回復に着手
- 第2 時代の変化に適合する有効な人事管理システムの再構築
 - ・ 政官、官民の役割分担等を前提に、採用から退職までの人事管理諸制度を総合的に検討
- 第3 高い専門性をもって職務を遂行するとの職業公務員制度の基本を生かした改革の推進
 - ・ 制度及び運用の一体的改革が不可欠。運用改善・意識改革には直ちに着手
 - ・ 幹部職員等を対象とした新たな制度や労働基本権の検討の際の着眼点について論及
- 第4 公務員が使命感を持って全力で職務に取り組めるよう意識改革を徹底

II 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成

- (1) 採用試験の基本的な見直し — 高い資質と使命感を有する人材の確保が引き続き重要
 - ・ 基本法の制定、人材供給構造の変化を踏まえ、採用試験の基本的見直しに向け、専門家会合を開催し、各試験の意義、検証すべき能力・手法等について、検討に着手
 - ・ 今後の中途採用試験の在り方も念頭に、「経験者採用システム」の一層の活用
- (2) 幹部要員の確保・育成
 - ・ 幹部要員をはじめとする職業公務員の人材育成の在り方について、研究会を開催し、高い使命感を持つ行政官の確保・育成に向けて検討に着手
 - ・ 基本法による新制度発足前においても、思い切った能力実績に応じた人事運用への転換が必要課長補佐級への昇任から適格性を厳正に判断、課長級への昇任時には従来以上に厳しく適任者を選抜。併せて、II・III種等採用職員の一層の登用推進
- (3) 人事交流の推進
 - 円滑な官民交流に資するよう、官民人事交流法に基づく交流基準等について必要な見直し
- (4) その他 女性の採用・登用の拡大。昨年为国公法改正を踏まえた任免規則の整備。分限について、新たな人事評価の導入に伴い、規則・指針の整備 等

2 能力及び実績に基づく人事管理の推進 — 新たな人事評価制度の活用

評価結果の人事管理への活用の基本的な枠組みを提示（昇任、昇格、昇給、ボーナスに加え、免職・降任・降格・降給処分や人材育成にも活用）。試行結果も踏まえ、評価制度の施行までに制度整備

3 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

- ・ 本府省の超過勤務縮減のため、政府全体として計画的な在庁時間削減に取り組むことが必要。他律的業務に係る超過勤務について、業務の改善・合理化の徹底及び縮減策等の検討
- ・ 育児休業等の制度の周知や利用モデルの提示など職員のニーズに合わせた両立支援を推進
- ・ 心の疾病の予防や早期発見のための情報の提供、気軽に相談できる体制の整備等を検討

4 退職管理 ～高齢期の雇用問題～

65歳までの段階的定年延長を中心に検討。その際、再任用との組合せ、役職定年制の併用、外部との人事交流の促進、高齢期の職員のための職域の開発、給与総額増大の回避の方策なども検討

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成20年10月16日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町1

勧告に当たっての人事委員会委員長談話

1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」をしました。

2 本委員会は、本年4月における職員と民間企業従業員の給与を比較し、国及び他の都道府県の動向や、特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえながら、様々な角度から検討を行いました。

その結果、給料表については、国において給料表の改定を行わないこと、平成18年4月の給与制度の見直しにより給料水準の引下げが進みつつあること等を勘案し、改定しないこととしました。

ボーナスについても、国において支給月数の改定を行わないこと、また県内の民間事業所の特別給の支給割合がおおむね昨年並みであったこと等を勘案し、改定しないこととしました。

また、医師不足対策が県政の重要課題となっている折、県の機関に勤務する医師の人材確保の重要性から、人事院勧告に準じて医師の初任給調整手当の最高支給限度額を引き上げることとしました。

本県教育委員会においては、平成21年度より小・中学校に新たな職として「主幹教諭」を設置する方針を決定したところですが、これを受け主幹教諭の処遇を検討した結果、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、現行の中学校及び小学校教育職給料表を、新たな級（特2級）を設けたものに改定すること等所要の措置を講ずることとしました。

3 通勤手当については、昨年来のガソリン価格の高騰を契機として、改定の必要性を慎重に検討してきたところですが、本県と他の都道府県の手当額を比較した場合に改定が必要と認められるほどの差がないこと等から、本年については改定を行わないこととしました。

なお、職員の勤務時間については、人事院が1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に短縮する旨の勧告を行ったところですが、本委員会としては、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、県民サービスを維持し、かつ行政コストの増大を招かないことを前提として、状況が整い次第本県でも速やかに実施することが必要と判断し、その旨報告したところです。

- 4 平成15年度から実施されている特例条例による給与の減額措置については、減額期間が今年度以降4年間延長されたところです。県財政が極めて厳しい中で、やむを得ない措置であるとはいえ、職員の士気に及ぼす影響は大きく、できるだけ早期に本来あるべき給与水準が確保されるべきと考えております。
- 5 人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に応じた適正なものとするための機能を有しています。県民各位におかれましては、職員の適正な処遇を行い、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成20年10月16日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 20 年 10 月 16 日

1. 報告・勧告のポイント ～月例給、ボーナスともに水準改定なし～

(1) 給与改定

- ① 給料表及び期末手当・勤勉手当（ボーナス）の水準改定見送り
- ② 医師に対する初任給調整手当の引上げ
- ③ 新たな職（主幹教諭）の設置に伴う中学校及び小学校教育職給料表の改定

(2) 勤務時間の短縮

- ・ 時間短縮に向けての状況が整い次第、速やかに実施

2. 職員給与と民間給与との比較（勧告書 P9）

(1) 月例給

民間給与（A）	職員給与（B）	較 差	
		A - B	(A-B)/B×100
375,492 円	385,191 円	△ 9,699 円	(△2.52%)
	360,663 円	14,829 円	(4.11%)
行政職の平均年齢 44.3 歳			

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 職員給与の上段は、特例条例による給与減額措置前、下段は減額措置後の額である。

※給料表については、切替に伴う差額が年を追って減少することにより、給料水準が段階的に引き下げられていること等を勘案し、改定しない。（勧告書 P16）

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給（A）	職員の期末・勤勉手当（B）	差（A - B）
4.01 月分	4.25 月分 (4.00 月分)	△0.24 月分 (0.01 月分)

- (注) () 内は、期末・勤勉手当の支給月数（4.25 月）から、特例条例の減額率（3～10%）分に相当する月数を減じた場合の月数である。

※国においては期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないとされ、また、県内の民間事業所の特別給の支給割合についてもおおむね昨年並みであったこと等を勘案し、改定しない。（勧告書 P17）

3. 勧告の内容（勧告書 P27） <平成 21 年 4 月 1 日から実施>

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する最高支給限度額を改定

現 行	勧 告	現行との比較
最高 306,900 円	最高 410,900 円	104,000 円

(2) 小・中学校に新たに設置される主幹教諭の処遇

- ・ 現行の中学校及び小学校教育職員給料表の 2 級（教諭等）と 3 級（教頭）との間に新たな級（特 2 級）を新設
- ・ 諸手当等について所要の措置を講ずる。

4. 報告事項（勧告との重複事項は除く、勧告書 P16）

(1) 諸手当等

① 地域手当

- ・ 平成 21 年度の暫定的な支給割合の引き上げ

② 通勤手当

- ・ 他県の手当額と大きな差がないこと、国の勧告がなかったこと及び今後のガソリン価格の動向が不透明であること等から、本年の改定は行わない。

③教育職員の給与等

- ・文部科学省における教員特有の手当の見直し措置を注視し、教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定
- ・産業教育手当及び定時制通信教育手当については、社会情勢の変化や学校教育の現状に適切に対応したものとなるよう、検討結果を踏まえ改定

(2) 職員の勤務時間

- ・国は職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に短縮する旨勧告
- ・国及び他の都道府県との均衡を基本とし、その動向を注視しつつ、県民サービスの維持及び行政コストの増加を招かないという観点から検討を行い、状況が整い次第速やかに実施

(3) 人事管理上の課題

①人材の確保・育成と女性職員の登用等

- ・民間企業経験者、高度な専門的知識を有する者など幅広く多様な人材の積極的採用
- ・年齢要件等の更なる拡大や募集方法・広報活動の充実、試験制度の見直し・改善
- ・「島根県人材育成基本方針」に基づく具体的施策の確実な実行
- ・女性職員の意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用

②能力・実績に基づく人事管理

- ・人事管理の基礎として活用し得る人事評価制度の早期整備

③時間外勤務の縮減

- ・管理監督者における適正な勤務時間管理や業務の進行管理、事前命令及び事後確認の徹底
- ・職員一人ひとりにおける公務能率の一層の向上

④両立支援の推進

- ・育児や介護のための休暇や育児休業制度等を利用しやすい環境づくり
- ・男性職員に対する育児休業制度等の周知

⑤メンタルヘルス対策

- ・メンタルヘルスを「組織の問題」として位置づけ、関係部門がより一層連携した取組

⑥退職管理～高齢期の雇用問題～

- ・在職期間の延長等を検討するため、国等の動向を注視

【参 考】

(1) 職員の平均給与月額（行政職 平均年齢44.2歳）

給与月額	384,437 円 (359,959 円)
------	--------------------------

(注) 1 上段は、特例条例による減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 本年度の新規学卒の採用者を含む数値であり、民間給与との比較に用いた数値（「2. 職員給与と民間給与との比較」）とは一致しない。

(2) モデル給与例

役 職	年齢	扶養者	給与月額	年間給与
主事・技師	25	なし（独身者）	188,800 円	3,068 千円
主 任	30	配偶者	254,500	4,168
	35	配偶者・子1人	306,500	5,013
企画員	40	配偶者・子2人	378,800	6,268
	45	配偶者・子2人	397,500	6,580
グループリーダー	50	配偶者・子2人	426,400	7,052
課 長	55	配偶者・子2人	522,000	8,415
部 長	55	配偶者・子2人	679,200	11,398

(注) 1 給与月額は、給料（特例条例による減額措置前）、扶養手当、管理職手当を基礎に算出。

2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

県職員の給与と人事委員会勧告

平成20年10月
島根県人事委員会

県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

均衡の原則

職員の給与は、

- ・生計費
 - ・国及び他の地方公共団体の職員の給与
 - ・民間事業の従業員の給与
 - ・その他の事情
- を考慮して定められなければなりません。

(地方公務員法第24条第3項)

条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第6項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。
この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

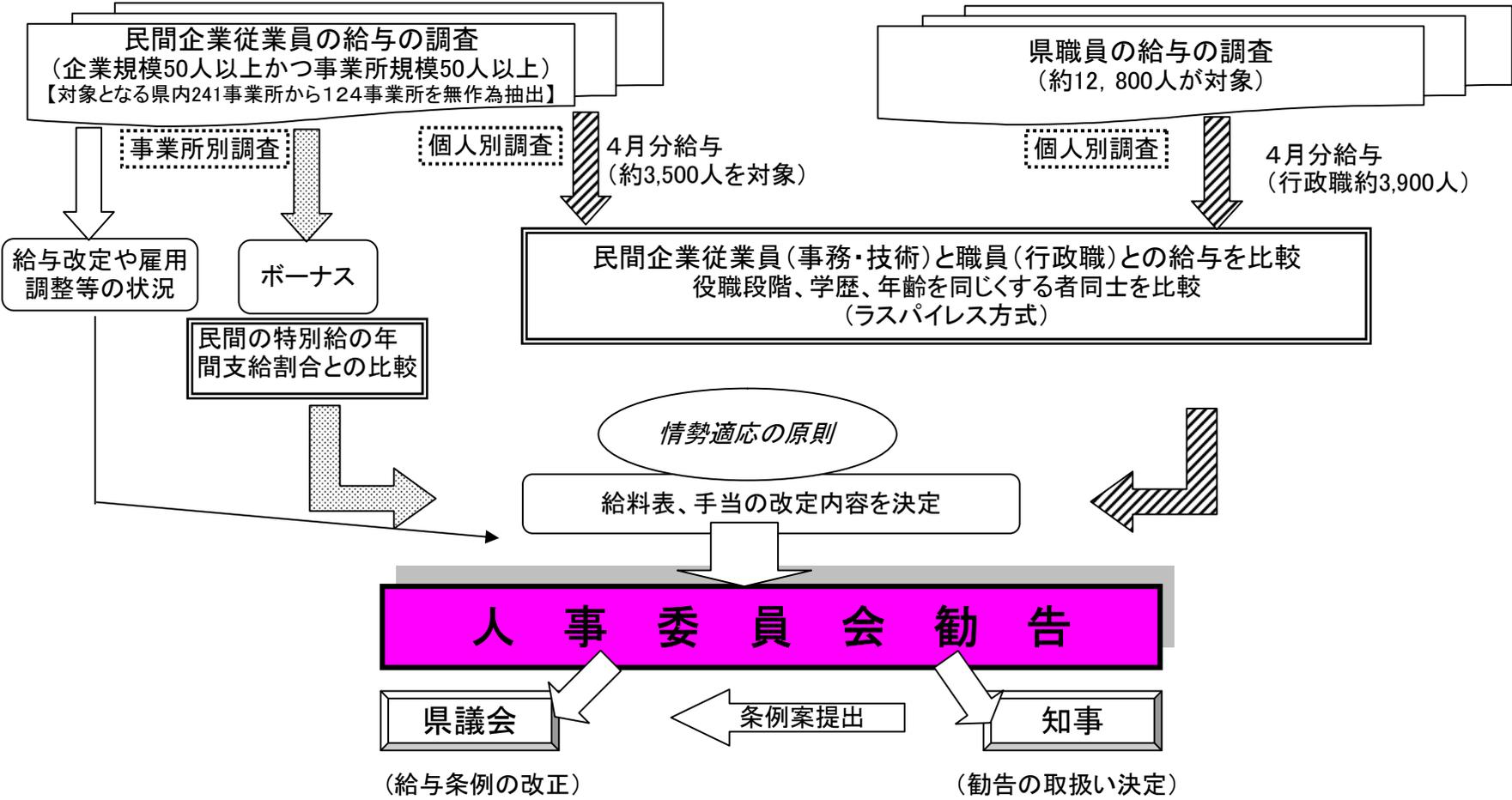
(給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(地方公務員法第26条)

人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なり、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレス方式による比較を行っています。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

社もB社も
同じ人員構
成
にして比較

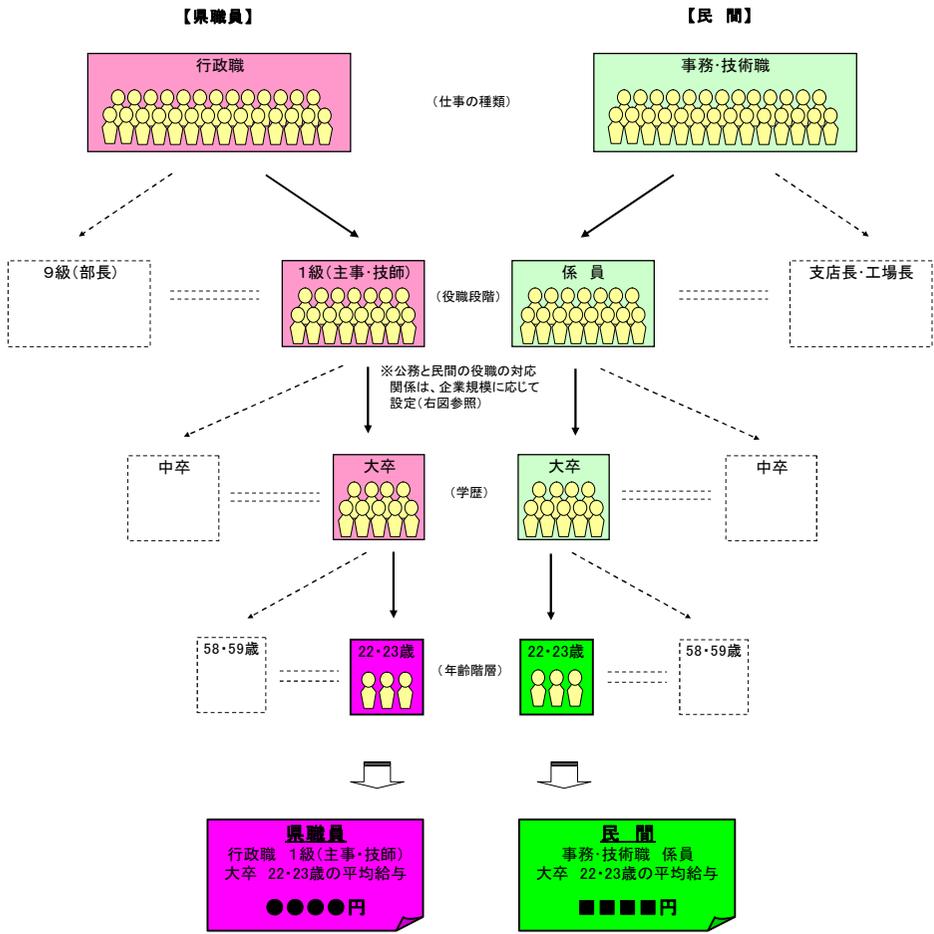
〔 A社の人員構成に合わせた場合の
B社の賃金 〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出



2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較



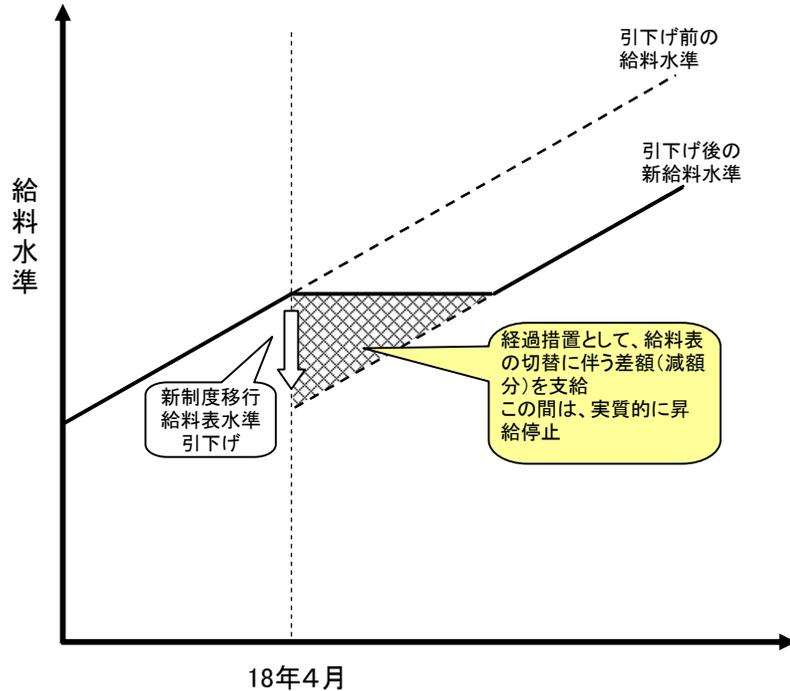
県職員の給与に係る「経過措置」と「減額措置」

給与制度の見直しに伴う経過措置

国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われました。

島根県においても、国に準じて給料表が改定され、給料水準の引下げが段階的に行われています。

経過措置のイメージ図



特例条例による給与の減額措置

島根県においては、財政健全化へ向けた取り組みとして、「職員の給与の特例に関する条例」が制定され、職員給与が減額(給与カット)して支給されています。

なお、人事委員会としては、この減額措置について、極めて厳しい県の財政状況下でのやむを得ない措置ではあるものの、可能な限り早期に本来の給与水準が確保されるべきものと考えています。

平成20年度の特例減額の率(一般職)

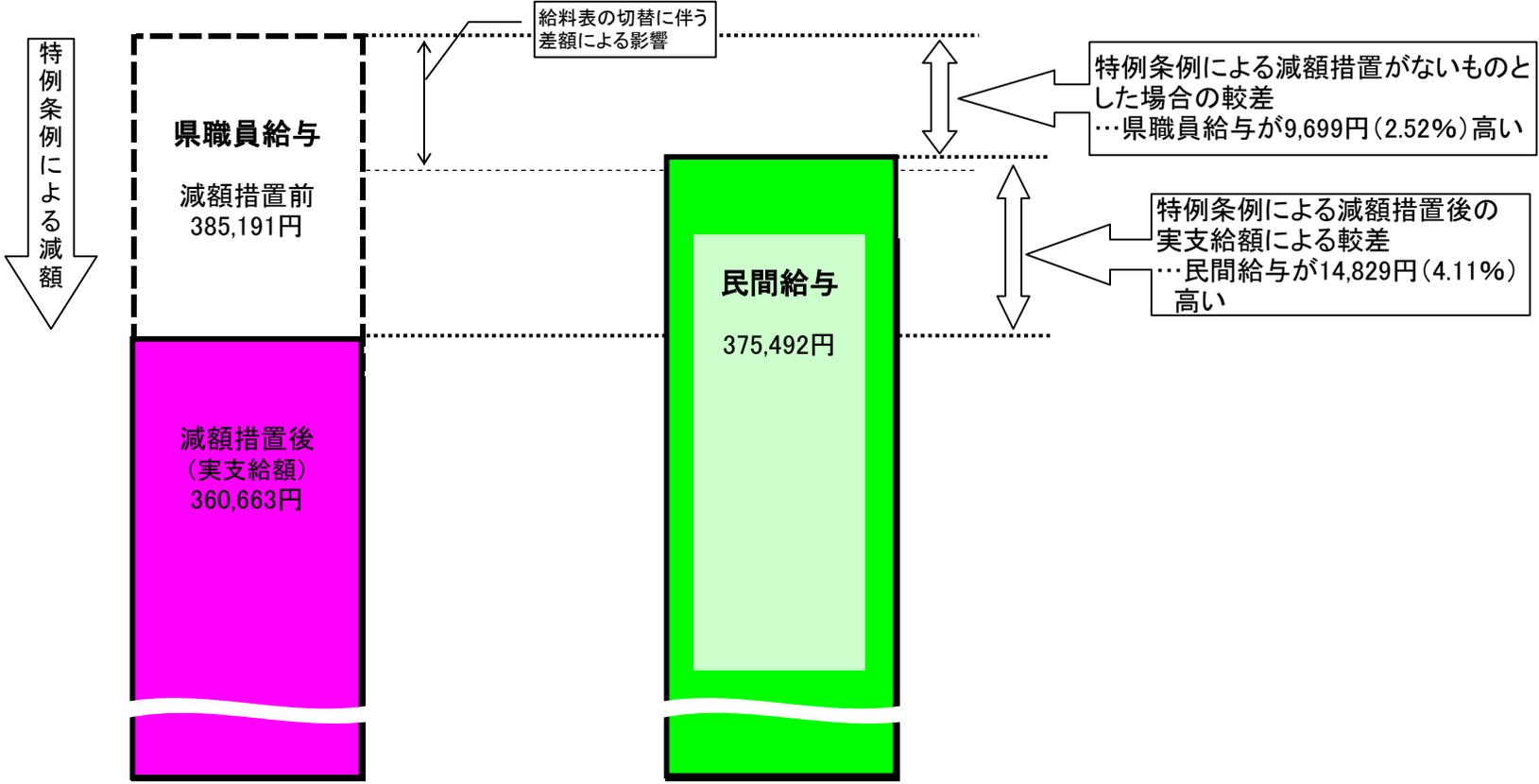
	給料	諸手当	管理職手当
部長・次長	10%	10%	25%
上記以外の管理職	8%	8%	20%
行政職 3～5級相当	6%	6%	
行政職 1～2級相当	6%	3%	

※「諸手当」欄の率は、時間外勤務手当や期末手当など、給料月額を算出基礎とする手当(退職手当を除く。)の減額率です。

本年の県職員給与と民間給与との比較(月例給)

平成20年4月分の県職員給与と民間給与を比較すると、特例条例による減額措置がないものとした場合の県職員給与は、民間給与を9,699円(2.52%)上回っていますが、給与制度の見直しに伴う経過措置(給料表の切替に伴う差額)による影響を除いた場合には、民間給与を下回っています。
 また、特例条例による給与の減額措置後の実支給額による県職員給与は、民間給与を14,829円(4.11%)下回っています。

月例給のイメージ図



本年の県職員給与と民間給与との比較(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)は、所定内給与月額額の4.01月分に相当していましたが、これは、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)を0.24月分下回っています。
なお、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(4.00月分)は、民間の支給割合とおおむね均衡しています。

ボーナスのイメージ図

